

令和4年2月24日開会
令和4年3月10日閉会

令和4年
第1回定例会会議録
(2日目)

小豆島町議会

開議 午前9時30分

○議長（谷 康男君） 携帯電話をマナーモードに切り替えてください。

傍聴者の方に申し上げます。

傍聴席では私語を慎み、また許可なく録音、撮影はできませんので、ご協力をお願いいたします。

本日は、大変お忙しいところをお集まりくださいまして、ありがとうございます。

開会に先立ちまして、去る2月8日に開催されました全国町村議会議長会第73回定期総会におきまして、自治功労者表彰が行われましたので、ただいまから表彰伝達式を行います。

○議会事務局長（森 貞二君） それでは、受賞者のお名前を申し上げますので、前へお進みください。

全国町村議会議長会表彰、浜口勇殿。

○議長（谷 康男君）

表彰状

香川県小豆島町 浜口勇殿

あなたは、町村議会議員として50年以上の長きにわたり、卓越した識見を持って地方自治の振興発展に寄与された。その功績は誠に顕著であります。よって、ここに名誉町村議会議員の称号を贈り、表彰します。

令和4年2月8日

全国町村議会議長会会長 南雲正

（拍手）

○議会事務局長（森 貞二君） おめでとうございます。以上で表彰伝達式を終わります。

○議長（谷 康男君） ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

これより会議を開きます。（午前9時33分）

それでは、日程に入ります。日程はお手元に配付のとおりです。

~~~~~

日程第1 請願第1号 香川県に「主要農作物種子条例制定を求める意見書」の提出  
を求める請願

○議長（谷 康男君） 日程第1、請願第1号香川県に「主要農作物種子条例制定を求め

意見書」の提出を求める請願については、会議規則第91条第1項の規定に基づき、所管する常任委員会に付託することになっておりますので、お手元に配付しております請願文書表のとおり総務建設常任委員会に付託いたします。

本日委員会に付託した請願の審査報告は、明日3月10日の本議会にてお願いいたします。

~~~~~

日程第2 一般質問

○議長（谷 康男君） 次、日程第2、一般質問を行います。

通告を受けておりますので、順次発言を許します。

なお、一般質問の時間を守っていただくために、5分前に事務局が札を出します。その後の時間配分に十分ご留意いただきますようお願いいたします。

また、議会広報作成のため、事務局職員が一般質問の間、質問議員の写真撮影を行いますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。13番浜口勇議員。

○13番（浜口 勇君） 私は、出初式は中学校体育館で開催をというタイトルで質問をいたします。

今年1月9日、中学校グラウンドで行われました小豆島町消防出初式は、雲がなく日差しが差し、風もなく寒さは感じなかった。しかし、例年は寒風の中で行われることが多く、来賓で出席すると、じっと座って観覧しているのが寒くて苦行のごとであります。

団員は1時間半、起立したままであり、グラウンド上の行事もなく、今年のようなメニューならば体育館でもやれるのではないかと。団員の長時間起立もいたわしいが、寒風吹きすさぶ中でじっと座って耐えている来賓のことも考えていただきたい。

県内の町の出初式では、隣の土庄町はフレトピアホールで行い、団員は着座であります。琴平町、まんのう町は、表彰などの式典は屋内で、団員は着座で行っております。団員確保に苦勞している点からも、出初式は中学校体育館で開催していただきたいと思っております。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 浜口議員から出初式の開催などに関するご質問をいただきました。

ご承知のとおり、新春の恒例事業となっております消防出初式は、小豆島町消防団の主権により、三が日を除く1月最初の日曜日に開催し、新春の季語として称されるように、全国各地で様々な形式で実施をされております。その目的は、年頭に当たり、団員の士気

を高め、年間の消防活動の安全を祈願するとともに、町民に対する防災意識の普及啓発などとしており、消防に限らず、警察の年頭視閲式のほか、自衛隊や海上保安庁の観閲式など、様々な機関で類似の式典が挙行されている状況でございます。

議員ご指摘のとおり、今年は温暖な天候の下での開催でしたが、例年厳しい寒さの中での観覧は、ご来賓の皆様方におかれましては大変過酷であることは事実でございます。このたびのご質問を受けて、町消防団本部の皆様に関係方法等の意向を確認いたしましたところ、これまで同様、雨天時など悪天候の場合は屋内とし、原則屋外で実施すべきのご意見でございました。

今年もおおむね例年どおりの式典内容でしたが、全分団による分列行進や車両部隊の走行などは消防団としての大きな意義があると考えており、屋内では実施できないメニューであると認識をいたしているところでございます。日頃からの訓練を通じた規律ある行動や車両、資機材の入念な点検など、消防団員の自覚の醸成、技術の向上につながり、ひいては地域防災力の強化に寄与するものでございます。年頭の出初式では、こうした活動の成果をご来賓や町民の皆様方に披露させていただくことで、消防団員としての使命を改めて認識し、ふるさと小豆島を守る気概と情熱を持って、気持ち新たに訓練や防火活動などに精進しているところでございます。

したがって、本町の出初式につきましては、先ほどの団本部の意見なども踏まえて、原則屋外での開催とさせていただきたいと存じますが、式典時間をできる限り短縮するなどの対応を検討してまいりたいと思っております。

浜口議員をはじめ、ご来賓の皆様方におかれましては、厳しい寒さの中での観覧となり、大変恐縮ではございますが、地域防災力の要である消防団員の雄姿をご覧いただき、併せて防災意識の普及啓発にもご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

なお、団員の確保対策につきましては、担当課長から答弁をさせます。

○議長（谷 康男君） 総務課長。

○総務課長（久利佳秀君） 私のほうからは、浜口議員が危惧されております消防団員の確保などについて答弁させていただきます。

議員ご指摘のように、消防団員の確保は全国的な問題となっており、とりわけ本町のように入人口減少が深刻となっている過疎地などにあつては喫緊の課題と言えます。

こうした背景を踏まえて、消防庁より団員確保に向けた方策として、団員報酬の引上げなどに関する助言が発出されたところであり、これを受けまして、本町でも昨年12月定例会で条例改正のご議決を賜り、本年4月からの施行に向けて当初予算の増額計上をさせて

いただいたところであります。

議員からご指摘の出初式を屋内で開催することで団員確保の問題解決に直結するとは考えがたく、本質的な問題があるものと認識をしております。少子・高齢化に伴う若者の減少をはじめ、仕事や家庭を抱えながらの活動や地域貢献への希薄化など、様々な要因が考えられる一方で、団員確保が困難な状況にあっても災害は容赦なく襲いかかってきます。そういうことから、地域防災力の衰退を招くようなことがあってはなりません。

現在、条例では団員数を360人以内と規定しておりますが、実際には令和3年4月1日現在336人、来年度は退団者数に対して新入団員数が大きく下回るため、19人減の317人となる見込みでございます。今後もこうした傾向が続くことが想定されますことから、現在の12分団の組織体制の見直しや、所轄エリアの拡大、機能別団員制度の導入など、限られた人的資源により地域防災を支える仕組みの構築が急務となってまいります。

現在、小豆島町役場におきましては、若手職員に対し消防団への加入を積極的に奨励するよう、所属長に対して依頼するなど、団員の確保に努めております。

議員各位におかれましても、地域における防災活動の中心となる消防団員の確保に向けて、活躍が期待されるような人材に心当たりがございましたら、ぜひお声がけいただきませうようお願い申し上げます。以上、答弁といたします。

○議長（谷 康男君） 浜口議員。

○13番（浜口 勇君） 残念ながら期待した回答ではなかったんですけど、実は今の若者は小学校の教室、あるいはエアコンで、家へ帰ってもエアコンはあり、我々の世代はエアコンも何もない時代でありましたけど、今の若者はやはりそういう非常に住環境、あるいは学校でもエアコンのあるところで育ておるとというのが当たり前になっております。そんな中で育てている若者中心の消防団じゃなければいけないと思いますし、子供の数も減ってきておりますから、若者の数も当然減ってくるということでもあります。

そこで、1つ検討していただきたいのは、私たちは来賓として参加しておりますけど、団員の皆さんは一体どんな思いで参加しとんかなというようなこともお聞きいただいたらなと思いますけどね。団員は老いも若きもいらっしゃるようですが、特に若い方々がどんな思いで参加しとんかなという、ちょっと1時間半も起立状態で立ちっ放しというのは本当にハードだと思います。そういう意味でご検討をお願いしたいと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（谷 康男君） 総務課長。

○総務課長（久利佳秀君） 団員の意見をというお話でございますが、皆さんに聞いたわ

けではございません。私も消防団員でございましたから、出初式のとくに非常に寒いときに参加させていただいて、早く終わらないかなというような気持ちであったことも事実でございますし、そういったことを思っていた団員も多々あるかと思えます。

ただ、先ほど町長からも申し上げましたとおり、出初式の意義を考えますと、やはり消防団員の士気を高めるために、皆さんに外で分列行進なり車両のお披露目をするというような意義もございます。また、消防団の活動になりますと、真冬の例えば深夜でも出動するというようなことがございまして、環境をよくすることだけが消防団員の確保になると思っておりますので、出初式ではございますが、そういった意義を認識していただいて、団員の方には参加をしていただきたいなと思っております。以上でございます。

(13番浜口 勇君「よろしく検討ください。以上です」と呼ぶ)

○議長（谷 康男君） 9番森崇議員。

○9番（森 崇君） 私からは3問、質問させていただきます。

最初に、道路の安全対策についてでございます。

先日、木庄川に立てられていたカーブミラーが強風で倒れました。よく見ると、ひびが8割ありました。2割で立っていたようです。強い風で川に転落したからよかったものの、道路に落ち、人や車に当たっていたらと危惧しました。小豆島町全体を考えると、道路改善の必要箇所は多いのではないかと思います、質問しています。

川と道路が並行してる場合、転落防止は必要です。安田、空条の細道の陥没も、先日見て、改善の必要性を感じたところでございます。また、旧小豆島高校の校舎を潰し、それを積んだトラックが道路を走ることにより、様々な影響が出ているのではないかと、これも危惧しております。アスファルトの厚さですが、町道は3センチ、県道は5センチだと聞いております。3センチの町道を大型トラックが何度も走ると、民家が揺れ、家の塀などが潰れるのではないかと心配する人がいると聞きました。1つの家でも地元の方が影響を心配してるなら、しっかりした対策をすべきです。別当川橋も古いので、心配してる人もいます。

現在、道路関連の要望は小豆島町でどれくらいあるのでしょうか。実は木庄川の転落防止も、以前町にお願いして改善しました。あの川に落ちて亡くなった方もおられますし、道のくぼみでけがをした方もいます。木庄から安田小学校に行く道の南側には、約2メートル下に田んぼがあります。ここに転落防止の柵がなかったので、田んぼに落ちた子供が

いたことを最近になって知りました。教科書が水にぬれたそうでございます。町に要請したところでは。

安田小学校へ行く道には危険空き家があり、何回か質問しましたが、瓦が落ちているのに放置したままで、県の補助がないとの答えで止まったままです。このままだと、私も自身の責任も問われます。

また、臨時バス停でバスを待つ方の椅子を置く必要性は高いと思います。県の許可が必要ですが、何とかすべきだと思います。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 森崇議員から道路の安全対策などにつきましてご質問をいただきました。

施政方針で申しましたとおり、高齢化の進行によって用水路等への転落事故が増加し、交通事故も後を絶たない状況でございます。新年度予算では、交通安全施設整備の予算を増額し、転落防止対策につきましては国、県の補助金を活用した対策工事を補正予算において拡大したいと考えておるところでございます。

旧小豆島高校校舎の撤去工事につきましては、県発注の工事であり、搬出車両の通行において周辺住民の皆様の不安が解消されるよう、県にお願いしている状況で、町といたしましては協力してまいりたいというふうに考えてるところでございます。

道路の安全対策のほか、バス停の椅子の設置などにつきましては、それぞれ担当課長から説明をさせます。

○議長（谷 康男君） 建設課長。

○建設課長（唐橋幹隆君） 道路改善の要望につきましては、自治会からの毎年要望書が提出され、そのほか住民の皆様からのご指摘や危険な事象があった場合の報告を受けて、その対策を行っております。小豆島町の町道の延長が約220キロありまして、対策につきましてはその都度行っておりますが、やらなければならない箇所は多くございます。

近年、高齢者などによる用水路の転落事故は絶えることなく新聞報道をされております。用水路転落防止対策につきましては、県が設置した用水路等転落防止対策検討委員会で、消防が出動した箇所を調査しております。そのうち12か所につきまして、来年度から取り組む予定にしております。町内におきましても、町道横に深さ60センチ以上の河川、水路で柵が設置されていない場所は多くあります。国、県の補助を活用して、対策工事が進むよう努力してまいります。

また、昨年行った小学校区における通学路の交通安全点検において、道路に関連した箇

所は12か所あり、議員ご指摘の安田小学校通学路も入っております。用地協力が必要なものもございますが、工夫することで行える対策もあろうと思っております。交通安全対策予算を増額しており、例年以上に取り組んでいきます。安田の町道につきましては、用地協力が必要ですので、来年度に用地交渉を行い、対策工事を進めてまいります。

旧小豆島高校校舎の撤去工事につきましては、現在県は地元説明会において出た意見の検討を行っている状況で、取り壊し作業は行っておりませんので、コンクリート殻を積んだトラックは走っておりません。また、アスファルトの厚さにつきましては、町道も県道も厚さは5センチメートルです。国道の厚さは10センチメートルとなっております。アスファルト舗装の下の路盤の厚さ、これにつきましては車の通行量により変わりますので、町道、県道、国道、それぞれ違っております。

いずれにしても、県は撤去工事を行う予定でありますので、町長が申しましたとおり、住民の不安が解消されるよう協力していきたいと考えております。以上です。

○議長（谷 康男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 私からは臨時バス停への椅子の設置につきましてご答弁いたします。

道路や歩道上にバス停の椅子やベンチ等を設置する場合、道路法の道路占用許可基準による占用許可が必要となっております。歩道上に設置する場合におきましては、有効幅員の3分の2以上かつ1.5メートル以上の余地が確保されていること、交通に支障とならない場所に設けること、路面に固定すること、材質は腐朽、退色しないものであることなどの設置要件があり、その要件を満たす必要がございます。

停留所への椅子やベンチなどの設置につきましては、平成28年3月のバス路線再編に合わせ、小豆島中央病院や土庄町のオリーブタウン等の結節点において、屋根やベンチを整備してきております。平成29年4月の小豆島中央高校開校時においては、定期利用による通学が多く見込まれるエリアで、屋根等の未整備であったJA苗羽支店に駐輪場を整備いたしました。また、令和2年度には、旧内海町庁舎跡地に駐輪場、今年度は草壁港のバス停に屋根及び駐輪場の整備を行ったところであり、今後も利用者が多く、設置場所が確保できる停留所から順次配置していきたいと考えてございます。以上でございます。

○議長（谷 康男君） 森議員。

○9番（森 崇君） 特に小高の前を、小高の跡を潰すための計画でございますが、非常に大切な道路問題の事前の説明というんですかね、これが十分でなかったんじゃないかと。それを押し進めて、こういう結果になってるように私は思います。

公共工事というのは、全体の理解が第一でございまして、うまくいかないのはやっぱり計画した段階で地域住民を無視してでもやるんだと、日にちも決めてしまうんだというのがちょっとみんながかちんときとる部分じゃないかというふうに、これはこれから先にやっていくための一つの意見ですけど、それはどうしたらよろしいですか。

○議長（谷 康男君） 建設課長。

○建設課長（唐橋幹隆君） 住民周知のことだと思います。

工事を行う上において、住民周知は必ず必要なことだと思っております。それがお互い発注者と住民の方との意思疎通ができない場合は、なかなかうまく事業は進まないということも承知しておりますので、それはもう肝に銘じて行っていかなければならないと思っております。以上です。

○議長（谷 康男君） 森議員。

○9番（森 崇君） いつまでなんですか、日にちが。十分あるんでしょうか。

○議長（谷 康男君） 建設課長。

○建設課長（唐橋幹隆君） 一言、小豆島高校旧校舎の撤去工事、これはあくまでも県の工事でございます、町が事業主体ではありませんので、その部分につきましては県のほうの確認ということになるかと思えます。

工程につきましてはお聞きはしておりますけれども、現在今工事自体は中止というか、止まっておりまして、先ほど説明しましたとおり、県は住民の方の意見、これを検討中でございますので、いつまでという話が、私のほうから答えるべき話ではないと思っております。以上です。

○議長（谷 康男君） 森議員。

○9番（森 崇君） 2問目に入りますけど、あのときの看板は3月18日というて書いてんよ。うわっと思うて見たりしとんです。

次に行きます。

草壁航路・再就航の願いが強い！ことで、町長の決意はと。

この問題は、故大川議員から質問していただくことだと思っておりました。こんなことになるとは誰も思っていなかったもので、残念でなりません。みんなの願いはますます強くなっていると思います。航路確保を願い、昨年12月、香川県の出身の国会議員の事務所を訪ねました。大川議員も同席されておりました。航路も道路なのに、なくなっても仕方ないで終わらせるわけにはいかないと強く思います。路線バスを利用して、草壁港から船に乗り、買物や医者に行っている方は本当に困っています。あれから1年になりますが、必

要性が高くなる一方でございます。

瀬戸内海の真ん中にある小豆島は、航路の必要性は高く、草壁高松港の航路を早く元に戻すべきだと思います。1月15日の四国新聞には、豊島行き四国フェリー、新造船就航の記事が載っていました。羨ましい限りでございます。同じ四国新聞に県民が選ぶ10大ニュースとして、草壁高松間フェリー休止が選ばれました。草壁港を元に戻してほしいというのは当然の要求であり、民主主義の基本だと私は思います。この航路を要らないという人が出てきたということ自体に納得しておりません。ある方が、当時のブルーライン船のことを、こんな船、要らんのじゃと言われたことが現実になっています。信じられません。

今年は3年に一度の瀬戸芸の年です。観光客も航路を利用して小豆島を訪ねてきます。何回も質問して申し訳ありませんが、沖縄近くの十島村の石碑には、「汽船も亦道路なり」と書かれていることはご存じだと思います。草壁港の再就航がなぜこんなに長くかかっているのかと思っています。就航の会も生まれました。松本町長の考えをお聞きします。4月に行われる選挙戦も含めて、航路確保の決意をお伺いいたします。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 森崇議員から草壁高松航路・再就航の願いについてご質問をいただきました。

これまでの議会におきましても、今回と同様の趣旨のご質問をいただき、先日の施政方針においても決意を述べたところでございます。

議員ご質問のとおり、四国新聞の2021年県内10大ニュースに、小豆島草壁高松間のフェリー休止が取り上げられており、町は草壁港の維持管理を継続し、航路再開の可能性を探っているという記事になっておりました。

繰り返しますが、航路につきましては地域と地域をつなぐ道として、人々の移動や物流に欠かすことができないものでございます。また、航路の維持発展は島の活性化のために必要不可欠な施策であるという認識は、私も森議員と全く同様の考えであり、住民の皆さんや事業者の方からも航路復活を望む多くの声をいただいておりますことから、先日、草壁高松航路の運航再開に向けた要望書を四国運輸局及び地元選出国會議員に提出したところでございます。

最後に、決意でございますが、草壁高松航路は地域住民の日常生活や社会生活にとって大切な指定航路であり、京阪神航路復活のように再就航の可能性が残されていると考えています。今後も港の機能の維持管理を継続し、交流人口の拡大、産業の活性化、文化活動の推進を図り、町と島の魅力を高め、海の復権と全ての航路の活性化を目指し、航路再開

に向けて全力で取り組んでまいります。これからも住民の先頭に立って、国をはじめとする関係機関への働きかけを粘り強く進めてまいります。

○議長（谷 康男君） 森議員。

○9番（森 崇君） これ少し前の出来事なんですけど、ジェットラインの配置問題が起こったときに、池田が合併したようなんです。坂手の広場でメーデーを4回、4年行いました。僕らも歩いて航路の必要性を言うたんですけど、そのときに3町の18の公民館で投票箱を置かせてもらって、たったの12日間で1万5,447人の署名が集まりました。僕は、声が大きい人が1人が言うたらできるんじゃないかと、みんなの声というのはやっぱり署名に表れるんじゃないかというふうに思います。中学生が当時、同じ地区ですけど、359名の署名でした。やっぱり署名も一生懸命やったつもりなんですけど、町全体として一緒になって、誰が反対や賛成やいうんじゃないかと、航路は必要だというふうに思いますけど、再度お願いします。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 先ほど申しましたとおり、住民の先頭に立って、航路再就航に向け取り組んでまいります。以上です。

○議長（谷 康男君） 森議員。

○9番（森 崇君） 3問目に入ります。

高潮対策と津波などの自然との闘いについてでございます。

以前の高潮対策の逆止弁は、かなり役立っていると思います。しかし、映画村の少し先の道は昔のままです。このままでは高潮のとき、塩水が入ってくると思います。水門が必要でございます。

すいません、次の文章、草壁港近くの本堂川も昔の水門が残っています。新しい水門が必要だと思いますというのは僕の間違いで、見に行くとちゃんとありましたんで、訂正いただきたいと思い、申し訳ありません。

続けて質問を行います。

また、一部ですが、マルキン醤油の逆止弁、小さ過ぎて軽いので波に弱いんですね。塩水が入ってくるそうでございます。一度何回かなったときに塩水が入ってきたのを僕も写真撮ってますけど、この場所は個人のマルキン醤油の土地なんで、町の責任ではないと思いますが、悩みを聞いてやってほしいと思います。

以前、チリ地震で津波が日本に届いたとき、津波の早さというのは飛行機並みの時速800キロと聞き、驚いていました、当時。今回の南半球のトンガ沖海底火山噴火で、高知

県室戸市や徳島県の港では漁船が転覆、28隻だそうですけど、自然の恐ろしさを深く知ることになりました。海水が押し寄せる影響とっていたら、空の空気が波を動かすことが分かりました。びっくりしました。

気象庁も、最初は津波の心配はないと言っていましたが、一転して津波警報を出しました。大規模な空振が発生して、風が強く吹き、海水を動かし、その波が日本に到達しました。各地の潮位は0.9メートルから1.1メートルでした。私たち小豆島の経験、あの高潮は1メートル60でした。土庄の大師市の新聞には、人間の歴史は災害の歴史と書かれています。大雨を含め、自然との闘いは町と一体となった各地区の避難訓練などが大切だと思います。自助・共助・公助といわれますが、共助を大切にする呼びかけを強めていただきたいのですが。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 森崇議員から高潮対策などをはじめ、自然との闘いに関するご質問をいただきました。

初めに、高潮対策につきましては、施設のかさ上げや、水門並びにゲートポンプの設置、排水口で逆流防止のフラップゲートなどの取付けを行っております。まだ不十分な箇所につきましては、その原因を調査し、対策を検討してまいります。

地震津波対策につきましては、県は着手しておりますが、町の施設につきましては主要な高潮対策事業が完了したばかりで、これから取り組まなければならないと考えておるところでございます。

一方、自然との闘いにつきましては、先日の施政方針でも述べましたとおり、定住・交流のまちを目指し、豪雨や台風による災害、異常潮位、また近い将来発生が懸念される南海トラフを震源とする巨大地震など、いつ起こるか分からない災害に備え、ハード面では土砂災害や浸水対策、高潮対策、耐震化、防災無線の整備など、またソフト面ではハザードマップの作成や防災計画の整備、防災訓練など、防災・減災対策の強化を進めているところでございます。

しかし、災害の被害を防ぐための対策や、被災後の復旧など、町が行う公助には限りがございます。自らの命と財産を守るために、自らで防災に取り組む自助、近所や地域の方々と助け合う共助のいずれも日頃からの備えが大切になります。町といたしましては、共助の取り組みの一助となるよう、地域における防災力の向上を目指し、引き続き支援してまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

水門のご指摘の箇所や共助の取り組みなど、詳しくはそれぞれ担当課長から説明をさせ

ます。

○議長（谷 康男君） 建設課長。

○建設課長（唐橋幹隆君） 私からは議員のご指摘の箇所につきましてお答えいたします。

まず、映画村の先の道につきましては、道路部分につきましては県道田浦坂手港線となっております。護岸部分につきましては三角海岸に位置しており、県の農林部局所管の海岸保全施設となっております。当該箇所が高潮時などの越波により冠水し、通行できない状況になるおそれがあるかと思っておりますので、県に対して対策工事の実施をお願いしてきたところではありますが、当該箇所は背後地に農地がないということから、対策を実施することは難しいとの回答がありました。しかしながら、県道の奥には別荘地もあることから、町といたしましては引き続き県に対して対応策の検討をお願いしたいと考えております。

また、マルキン醤油の箇所につきましては、地元と協議した上で県と相談させていただきたいと思っております。以上です。

○議長（谷 康男君） 総務課長。

○総務課長（久利佳秀君） 私からは共助の取り組みについてご説明させていただきます。

本町では、地域における防災訓練の実施に対して補助金を交付しております。コロナ禍であった昨年度、今年度においても規模を縮小するなど、工夫して継続的に実施していただいているところでございます。防災訓練を実施できていない地域につきましては、町のほうから地道な普及啓発を推進するとともに、当課の危機管理室の職員が訓練内容の相談に応じ、必要に応じて参加するなど、地域の防災意識の向上に積極的に関わってまいりたいと考えております。

また、地域の防災リーダーを育成することを目的とした防災士の資格取得に係る費用の補助も行っているところでございます。議員お住まいの木庄地区では、熱心に防災訓練を実施していただいておりますので、引き続きご協力をお願いするとともに、自助、共助の強化を図っていただきますようお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 森議員。

○9番（森 崇君） 答弁はそれでいいんですけど、経験もだんだん、若い人が増えてきたんで、昭和49年、51年で実に68名の方が亡くなりました。あのときの写真もありますけども、全部山が崩れて、真砂土、石が崩れていくと何百年かたつと真砂土になるんで、

小豆島は真砂土の山ばかりなので、平らになるまで崩れますというて、香川県の偉い人に言われてびっくりしたんですけど、そういった意味では早めの避難。

特にあの当時、石場と当浜だけが前の日に逃げとんよ。で、一人も死なんかったと。家が潰れても、ここへおったら死んどったやろうということで。ほんで、石場はこの前訪ねていったときに、頑張ったな言よったけど、当浜は詳しく知らなかって、どなんしょったん言うたら、マイクロバスでゴルフ場が迎えに来てくれたと、何回か。食事も皆、上についとったというて感謝してますけど、改めてやっぱり少し早めの、少しやないか、前日から逃げるのが一番大事だというふうに思ってます。以上で終わります。

○議長（谷 康男君） 3番大下淳議員。

○3番（大下 淳君） 私からは、住民の生活に係る点について2点ほどご質問いたします。

まず1点目ですが、合併処理浄化槽法定検査への疑義解消をということで質問いたします。

合併浄化槽を設置した人には、維持管理を行うよう法律で義務づけられています。ほとんどの人が保守点検や清掃の業務を委託し、維持管理に努められていますが、年に一度の法定検査に多くの方が疑問を抱いています。知事に登録された保守管理業者に委託して適正管理に努めているのに、さらなる検査で費用を徴収されることに怒りすら覚える人もいます。浄化槽は、県知事の権限に係るものではありませんが、多くの方がおかしいと思っています。いろいろな機会を捉えて改善を働きかけていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 大下議員から浄化槽の法定検査に関して質問をいただきました。

浄化槽法では、浄化槽の保守点検、清掃及び定期検査を行うことが浄化槽の持ち主の義務として規定されており、このうち定期検査は法律に規定された検査であることから、法定検査と称されております。

議員のご発言のとおり、浄化槽の監督、行政指導の権限は都道府県知事が有しており、本町において法律の枠組み、その運用についても独自に議論することは困難ではございますが、機会を捉えて議員のご意見を県担当部局に伝えていきたいと考えております。

詳細は、担当課長に説明をさせます。

○議長（谷 康男君） 住民生活課長。

○住民生活課長（谷本静香君） 私のほうからは、一般論的な話となりますけれども、浄化槽の維持に関する法規制についてご説明申し上げます。

浄化槽の持ち主は、浄化槽の保守点検及び清掃の実施並びに定期検査を受けなければならないとされており、いずれも浄化槽の正常な機能を維持するために、浄化槽法により義務づけされております。

浄化槽の保守では、専門資格を有する業者が各装置や機械類の動作点検を行い、必要に応じて修理などを実施、浄化槽の清掃では、浄化槽内にたまった汚泥の抜き取り、各装置の洗浄などを基準に基づき行うことが求められております。一般家庭であれば、保守点検を年に3回、清掃にあつては年1回行うことが求められておるところでございます。

一方、法律で定められた定期検査、すなわち法定検査は、指定検査機関がこれらの作業が適正に行われ、浄化槽から放流される処理水が基準を満たす状態であるかを判定し、浄化槽の持ち主及び行政機関に報告することとされております。したがいまして、保守点検、清掃は浄化槽の機能を維持するための作業であるのに対しまして、法定検査は浄化槽の状態を第三者の視点で総合的に判断するための検査であり、浄化槽が公共用水域等の水質保全を目的とすることから、検査結果の行政機関への報告は監督庁の状況監視、指導の基礎となるものでもあります。

令和2年度中の小豆島町の法定検査の受検件数は2,128基ございまして、検査の結果、96件の水質不良が報告されております。一部の浄化槽では、保守点検及び清掃の状況に課題があることを指摘したものであると考えております。保守点検、清掃業者の管理範囲の拡大、あるいは監督機能の強化、技術水準を引き上げる仕組みの導入など、国の制度の枠組みが見直された場合には、いわゆる法定検査が不要となる時代が来るかもしれませんけれども、現行法では公共水域の環境保全の観点から必要とされておりますので、ぜひご理解くださいますようお願い申し上げます。以上です。

○議長（谷 康男君） 大下議員。

○3番（大下 淳君） ただいま法定検査についての定義づけ、ありがとうございます。おおむね皆さんもそれらについてはご理解をいただいておりますが、やはり感覚として、知事に登録をされた浄化槽管理士の方の保守管理をしっかり受けて、これまで問題なく使ってきております。そこへ法定検査ということで、なおかつ今4,600円なんですかね、その費用が要するというので、これで皆さん、実は驚くのはそこなんです。きちんと整備して問題ないところへ持ってきて、その保守管理が正しいかどうかを検査、もうここではやもう多分ずれがあるんですね。それだったら保守管理業者を自ら指導すればいい

んであって、その責任を何で消費者に求めてくるんかというところ、大きな疑問があります。

私どもに今年ご案内来ておりますが、10人槽までですから、その検査費用が4,600円です、前は5千円超えてたと思いますけども。4,600円といいますけど、パートで働く人の1日の大体賃金ってそれぐらいなんですよね。それが僅かもう10分、15分そこらの検査で飛んでいくということにも怒りを覚える一因であろうかと思っております。おおむねの人が真面目に取り組んでおります。それは21世紀が環境の世紀と言われておることから、皆さんは意識を高めて、多額の費用はかかりますが、浄化槽補助金をいただいて設置をして、常日頃の管理に努めているところがございます。そうした人に、法律で決まっているから、いたずらに負担をかけるのは、いかがなものかと思えます。でないと、浄化槽を設置していないところは流し放題かということになります。実はこれ不公平の一因ということで、より納得がいただけんものになろうかと思えます。

さらに、これは令和2年度からだと思うんですが、浄化槽補助事業に係ることにおいて、浄化槽設置者講習会を受講しろということになっておるようです。これは、最近ではコロナの関係でこの講習会が開けないということも発生をしております。そのときの対応はどうしたかという、講義の資料を送って、家で自習してくれと、それでも受講証の発行になるんですね。浄化槽設置の補助を出すときには、その修了証を出しなさいということになるんですが、この浄化槽設置者講習会、ここで言われているのに、これを受けないと市町の補助金もらえませんよというようなことを言われておるんですが、実際そのようなことが町の横でうたわれているのが1つ、もう一つはこの講習会、法的根拠って分かりましたら教えてもらいたいです。

○議長（谷 康男君） 住まい政策課長。

○住まい政策課長（山口総一郎君） 講習会の件につきましたら、県の浄化槽協会のほうでやっておりますので、詳しくは分からないんですけども、コロナ禍におきましては通常講習会を開く予定であるところを、資料を送付して、そこで認められるということがございます。

もしそれを受けなかったらどうなるかということにつきましては、浄化槽の条例なり規則で補助金のメニューの一つの条件といたせばそういうことがありますので、今のところはございませんが、一応皆さん、講習を受けていただいとりますので、補助金は交付している状況でございます。以上です。

○議長（谷 康男君） 大下議員。

○3番（大下 淳君） 法定検査、浄化槽の管理につきましては、通常の保守点検と法定検査がありますが、私も聞かれたらよく答えるんですけど、車に例えますと車検があります。車検を民間車検場で受けました。でも、その車を陸運局がもう一度検査します。お金を払いなさいと言って、もう単純に比較はできるんですね。そこに皆さんの不満もたまっていくわけです。願わくばその浄化槽の設置については、環境問題ということもありまして、浄化槽設置に対しては補助をいただけるんですけども、あとできましたら保守管理はともかくとして、法律で決まってると言われるのであれば、法定検査にも何かしらの補助があってもしかるべきだと私は思います。

いずれにいたしましても、身近な問題でありますので、積極的な働きかけをお願いをいたしまして、次の質問に移らせてもらいます。

次も生活に関わる件でありますけども、野焼きの問題であります。

野焼きとは、家庭や事業所から出るごみを野外で燃やすことで、これは原則禁止をされています。しかし、例外として、慣習や宗教上の行事とか、農林水産業を営むためにやむを得ないものなどが認められています。ただし、例外で認められているものであっても、苦情が出て焼却できないとされており、苦情もなく迷惑にもならなければ野焼きは可能ということになるのですが、判断基準が曖昧で、多くの人が迷っていると思われま。ス。オリーブの剪定くずや畑の草など、処理に困っている人も多かろうと思ひます。野焼きについては一方的に禁止をされており、救いの手がありません。救済策はあるのでしょうか。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 大下議員から、いわゆる野焼きに関してご質問をいただきました。

法律の枠組み、屋外焼却に対する地域社会の実情については、議員のご理解のとおりであり、明らかなガイドラインがないのもご指摘のとおりでございます。申すまでもございせんが、本件課題の核心は屋外焼却を必要とする農業生産者と近隣生活者の価値観の相違にあり、加えてそれぞれの地域の実情に大きく左右されるものと理解をしております。したがって、行政区域内で一律にガイドラインを設けることは困難であり、それぞれの地域でそれぞれの立場に配慮したルールづくりが必要ではないかと思ひているところでございます。

詳しくは、担当課長に説明をさせます。

○議長（谷 康男君） 住民生活課長。

○住民生活課長（谷本静香君） 屋外焼却に対しましては、議員のご見識のとおりでございます。いわゆる廃掃法では、平成13年の法改正によりまして屋外焼却の禁止規定が設けられております。

この改正経緯と申しますか、背景なんですけど、当時無許可業者によります廃棄物の屋外焼却が横行する状況にあったことを背景に、取り締まりの強化を目的に原則禁止とする規定が加えられました。しかしながら、公益上もしくは社会の慣習上、やむを得ないもの、あるいは周辺地域への生活環境に与える影響が軽微なものまでも罰則をもって禁止することは合理的な規制とは言えないことから、施行令第14条におきまして屋外焼却禁止の例外が定められておりまして、この例外項目は議員ご発言のとおりでございます。

一方で、例外として認められる屋外焼却であっても、隣接住宅の洗濯物にすすやにおいが付着し、器物破損として賠償請求事件が提起された事例や、小豆島町におきましても小規模ながら常習的な屋外焼却に対しまして近隣住民から相談を受ける事例も少なくはございません。

したがって、屋外焼却にあつては廃掃法の規定にかかわらず、それぞれに地域の実情、生活環境に配慮する必要があることから、その是非を一律に判断することができないと考えるのが妥当であると考えております。町長の発言にもございましたように、それぞれの地域でそれぞれの地域の実情を踏まえ、農業者、生活者、相互の実情に配慮したローカルルールを設けることが望ましいと考えております。ぜひ自治会、地域の皆様でお話し合いいただきまして相互理解を進め、それぞれの立場に配慮したルールづくりについてご検討いただきたいと考えておりますし、私のほう所管課につきましても、啓発に努めてまいりたいと考えております。以上、説明を終わります。

○議長（谷 康男君） 大下議員。

○3番（大下 淳君） 最近の事例として、海岸に打ち上がったごみを集めて燃やしていたら警察が来た。それから、例外として認められている畑で少量の草を燃やしていたら警察が来た。そこで、いわゆる取調べのものを受けたということは、例外で構わないとして行っていた野焼きについて、周りに家がなければ当然迷惑という話も出てこないんで、本人は何の心配もなく野焼きしていたんでしょけど、誰かの通報ということで警察が来たんですけど、じゃあその状況を見れば、ああ、これは問題ないでしょうって、帰りゃあいいもんじゃないですね。やっぱり写真を撮ったりと、きちんと証拠をそろえちゃうもんですから、どなたもびくびくしてしまうんですね。こんなことが続きますと、もう田畑って手放す可能性がいっぱい出てきます。一生懸命維持してまうんですけども、草も燃やせなくなっ

たら、もう離れたほうがましだと、もうすぐ山になっちゃうんでね、こういうおそれがあるんで。例外規定があるから、今とんでもできるんですよ。じゃあ、とんどをやって、すすが飛んでくる、煙が来るって苦情が出たら、あれは中止になるんでしょうかね、どうなんでしょう。

○議長（谷 康男君） 住民生活課長。

○住民生活課長（谷本静香君） 状況によると思います。

受忍の限度と申しますか、とんどですとか煙とか出る可能性は十分ありますけれども、年中行事として皆様の合意形成ができておる以上、受忍の限度の範囲だと思っております。

他方で、捜査機関と申しますか、警察のほうが出動するケースも少なくはございません。警察のほうとは年に1回ほど情報交換、あるいは意見調整しております、やはり警察のほうに苦情という形で通報があった場合については、出動せざるを得ないという見解でございました。

先ほど申しましたように、あくまで例外規定、原則産業廃棄物等の屋外焼却、この取り締まりのために禁止規定を設けられまして、例外規定については従前から慣習、慣行、あるいはその軽微なものまで取り締まりと申しますか、例外規定として設けられておりますけれども、これに対してのきちんした認識を警察のほうと調整しながら、水準の調整をしていきたいと考えております。以上です。

○議長（谷 康男君） 大下議員。

○3番（大下 淳君） 野焼きを行ったときに近隣から苦情がもし出てきた、やめてくれと、それはやめなければなりません、そんなことないところで先に警察が来るんですよ。それで、状況を見たら、これは例外に該当するものと言いながらも、それで済まないわけです。だから、もう極論を言えば、京都へ旅行に行って、大文字焼きを見学した。火をつけたときに京都府警へ電話してもいいのかと、こうなる。警察は動かならんのだ、見に行きますよね。そういったところに非常に不満を持つわけです。

私たちはそのうち田んぼでわらを燃やさないかんときが来ますので、もし通報されたら警察が来ますからね。私は例外規定にのっとってやっています、それで通るんならいいですよ。通んないですもん、やめさせられるんです。そこに皆さん怒っとるわけです。

だから、ローカルルールは必要なんです、それを住民だけでやれと言われても困るし、また大抵の住民の方はローカルルール以前に分かっておるんですけども、そうでない方の通報があるんです。だから、例外規定に該当するもので、今日は天気もいいから、風

もない、そこで火をつけて燃やしたら、そこまでは合法なんです。ところが、通報された時点で違法になるんですね、これね。もうこんな、あやふやな決まりは全くあったらいかん話なんですけど、堂々とまかり通ってるわけです。法で決めながら、完璧にいかないと思うんです。あとはまさに住民の意識ということが大事なんだと思いますけど、意識醸成はまだできてないところであろうと思いますが、町においてもやはりその辺のサポート、広報啓発もしっかりやっていただいて、何とか理解を深めていただけるよう、さらに努力をお願い申し上げまして、以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（谷 康男君） 暫時休憩します。再開は10時45分とします。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時45分

○議長（谷 康男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（谷 康男君） 10番森口久士議員。

○10番（森口久士君） 私からは、2問質問いたします。

まず、4年間の総括ということで、県から聞こえてくるのは、小豆島町長はなぜ要望などに来ないのかということ。政治家である町長は、庁舎には仕事にならないと思うが、事務方並みに登庁している。町長として職責を全うすることはできましたということであれば、約4年間、陳情要望、情報収集目的で、何回省庁、県庁へ出張したのか。塩田町政から引き継がれた事業がたくさんあり、独自性が目立たないという際立った成果が見当たらない。政治は結果だというのが、町長自身の声を大にして言える成果はということでお尋ねします。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 森口議員から4年間の総括についてご質問をいただきました。

初めに、庁舎には仕事にならないのではとのご質問でございますが、住民サービスの根幹を担う公の事務所は役場庁舎であり、町行政のトップである町長が庁舎において職責を全うするのは当然のことであると考えております。

また、住民の皆さんをはじめ、事業者の方々、国、県等の関係機関の方との面談、協議などにあっては、主に町長室で行っており、他自治体と同様に、ごく自然な対応であると思っておるところでございます。

一方、議員から冒頭で、県から町長が要望に来ないのご指摘につきましては、私自身理解に苦しむところでございます。私は様々な行政課題の解決に向けて、国、県等への要

望、協議を行うため、自ら出張することも当然必要であると認識しており、適時適切な判断の下、この4年間対応してまいりました。

また、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大は、私たちがこれまでに経験したことのない災害であり、危機管理を預かる自治体のトップとして住民の命と健康を守ることに集中し、コロナ対策を最優先に取り組んできたことから、庁舎での指揮監督に多くの時間を割いたことも必然であると考えております。

さらに、感染拡大を防ぐため、住民の皆さんには今も多くの我慢とご不便をおかけしていますが、町民の模範となるべく、自ら率先して3密の回避など、感染防止対策を意識し、行動してきたつもりであり、結果として出張、会合等を中止したことも数多くございました。このことは私だけではなく、全国の地方自治体首長の共通した対応であり、ウェブ会議など、デジタル技術の活用によって工夫を凝らしながら、コロナ禍を乗り越えていこうといたしております。

次に、1期4年間の成果につきまして答弁いたします。

私は町長就任以来、人が集い、元気なまちを目指し、5本の柱によって町政運営を進め、各種の政策、施策を実施してまいりました。令和2年3月には、その具体的戦略となる第2期小豆島町総合戦略と人口ビジョンを策定し、地方創生に向けた8つの基本施策を盛り込み、取り組みを進めております。

具体的な成果でございますが、まずは町政運営の基本となる人口の状況でございます。令和2年10月に実施されました国勢調査においては1万3,870人となり、依然として人口減少は進んでおりますが、国立社会保障・人口問題研究所の推計値が1万3,573人でありましたので、国の推計を上回り、約300人の上振れとなっておるところでございます。

健康・福祉のまちでは、住民の皆さんが心配され、大きな課題となっておりました小豆島中央病院の経営改革に着手し、事務局長ポストの新設を皮切りに、地域包括ケア病床を導入するなど、徹底した収支改善策を講じてきたことから、令和2年度以降にあつては国の定める交付税制度下での負担に抑制できております。

また、コロナへの対応に万全を期するため、感染症対応の病床を20床増床し、24床確保しており、今後も香川大学、香川県、土庄町との連携、協力の下、医師、看護師などの人材確保に努め、持続可能な医療提供体制を確保していきたいと考えております。

地域福祉の推進では、誰もが自分らしく笑顔で生活を送り、地域での支え合いの輪を広げるため、令和2年度からこまめ事業に取り組んでおり、こまめ隊員数は500名を超えるなど、お互いに支え合う仕組みづくりが進んでいます。

また、障害を持つ方の経済的負担の軽減を図り、安心して医療が受けられるよう、令和元年度に重度心身障害者等医療費助成制度を拡充いたしました。

定住・交流のまちでは、就任直後から防災・減災対策の強化に取り組んでまいりました。小豆島町国土強靱化地域計画、地域防災計画を策定し、防災体制の強化、地域防災力の向上、避難体制の強化、消防団の機能強化等を図っております。具体的には、組織再編に合わせた危機管理室の新設、香川大学などとの連携による危機管理研修プログラムの実施、中学校体育館のエアコン整備や低地帯、急傾斜地等のインフラ整備、自治会集会所整備支援事業や地域防災訓練支援事業による地域防災への助成、消防団資機材の計画的な整備を実施しております。

また、住民の暮らしに必要な不可欠な一般廃棄物最終処分場につきましては、総事業費の抑制を図りつつ、令和4年度中の稼働に向けて最終段階に入っております。さらなるごみの減量化を目指すため、小豆地区広域行政事務組合が主体となって進めている不燃ごみ、粗大ごみの中間処理施設については、令和4年度からその造成工事に着手する予定としています。

さらに、内海地区と池田地区でごみの収集体制が異なっていましたが、災害時等においても継続した収集が可能となるよう、令和3年度から全面民間委託方式へ移行し、令和4年度では資源ごみの収集回数を月2回に倍増いたします。

住まいへの対応では、長年の懸案事項となっておりました草壁池田地区の改良住宅の更新について、池田地区で道筋をつけることができ、令和4年度では実施設計に着手いたします。草壁地区につきましては、コロナ禍で地域との話合いが遅れておりますが、まずはまちづくり協議会を組織化し、基本構想を描いていきたいと考えているところでございます。

移住・定住への取り組みでは、コロナによって様々な活動が大きく制限されておりますが、県下で最初にオンライン移住相談を開始いたしました。また、テレワーク拠点施設「うみちかふらっと」を整備し、デジタル技術を用いた新しい人の流れを生み出し、U I J ターンの増加につなげてまいります。

新たな人材活用に向けては、地域おこし協力隊員10名を採用し、それぞれの得意分野で新しい視点で幅広い活動しております。令和4年度では、新たに2名の予算を追加計上しており、町の魅力向上に向けて、豊かな発想と行動力で活躍していただきたいと考えております。

町営バスにつきましては、こちらも懸案となっておりました三都西線の便数を拡充し、東

線については乗合タクシーを新たに導入することで、地域住民等の利便性の向上を図っております。

産業のまちでは、私が町長に就任した平成30年度がオリーブ植栽110周年の年でありました。香川県、関係自治体、民間事業者等と連携し、2019全国オリーブサミット in 小豆島を開催いたしました。サミットでは、日本オリーブ自治体協会の設立をはじめ、オリーブの無限の可能性を生かし、国産オリーブの魅力を高め、世界に発信していく活動に取り組む共同宣言を行ったところでございます。

地場産業の振興では、ポストコロナを見据えて小豆島ブランドの確立を目指し、商品・物販、観光・体験、デジタル、モビリティの4事業を中心に取り組みを行い、地域ブランドの確立を通じて、稼ぐ力の向上につなげていきます。

令和元年5月には、2回目の挑戦でせとうち備讃諸島の石のストーリーが日本遺産に認定されました。また、昨年10月には中四国で唯一2021年版世界の持続可能な観光地TOP100選に選ばれました。こうしたブランド力を活用し、持続可能で世界から選ばれる観光地を目指していきたいと考えております。

教育・文化のまちでは、子供たちの学習環境の向上を図るため、全ての教室にエアコンを装備し、GIGAスクール構想の実現に向けてタブレットやデジタル教科書などの導入を進めており、ICT教育を拡充してまいります。

子育て支援では、安心して子供を産み続けることができる環境を構築するため、子育て包括支援センターを設置したほか、妊婦応援給付金事業、子育て応援給付金事業を制度化をいたしました。

また、地域の歴史、文化を後世に引き継いでいくため、文化財保存活用地域計画を策定中であり、秋祭りや伝統行事等を次代につなげていきたいと考えております。さらには、讃岐の醤油醸造技術が全国で初めて国の登録無形民俗文化財に登録されたことは、大きな成果でございました。

行財政改革の推進では、最少の経費で最大の効果を生み出すという地方自治の原点に立ち返り、集中改革プランと中期財政計画の両輪によって取り組みを進めてまいりました。平成30年度には、庁内に行財政改革推進委員会を設置し、令和2年5月には部長制の廃止をはじめとする大胆な組織再編を実施し、住民サービスの向上を目指して取り組んでまいりました。

さらに、職員の資質向上を図るため、各種の研修事業に取り組んだほか、人事評価制度の適切な運用を推進するなど、人材育成事業にも積極的に取り組んでまいりました。

新たな財源確保では、ふるさと納税の推進を柱に据え、インターネットによる感謝祭においては私自身が動画出演するなど、トップセールスを積極的に行いました。また、新しいポータルサイトや新たな返礼品の追加、寄付金の活用事例のPR、SNSを活用した情報発信などを実施した結果、令和3年度では就任前の約9倍となる9億7,500万円程度のは寄付が確保できる見込みでございます。

さらに、この4年間の行財政改革の成果の一つとして、令和2年度決算における実質単年度収支は10年ぶりに黒字となるなど、持続可能な行政運営が一定程度進んだと考えております。

以上、私の考える成果の一端について申し述べました。この4年間、塩田町政の後を引き継ぎ、これまでの政策をさらに磨き上げ、改めるべきところは軌道修正しながら、町という大地を耕し、種をまいた1期目であったと考えております。

施政方針でも申し上げましたが、再び町民の付託をいただいた暁には、次なる種をまき、育て、色とりどりの花を咲かせる新たな政策に取り組む所存でございます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（谷 康男君） 森口議員。

○10番（森口久士君） 長々と答弁いただきました。

今の中で塩田町政の後を引き継ぎ、これまでの政策をさらに磨き上げ、改めるべきところは軌道修正しながらというような文言であったと思うんですが、町という大地に種をまいたというようなことなんですが、塩田町政を引継ぎという中で、今出てこなかった、私が引かかるのは小学校統合問題、これが一言も出てこなかった。塩田町政が終わるときには、小学校統合という方向に行ってたと思うんですね。このあたりはどうなっておるのか、まずお尋ねします。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 私は、就任当初から前町政の中で、学校統合につきましては特別支援学校が池田小学校に併設されるという状況であり、抜本的な見直しが必要であるということでお話をさせていただいたところでございます。私自身、小学校につきましては、残せるものなら残していきたいという考えもございます。また、コロナ禍においては、今現4小学校があることで、休校、学級閉鎖等についても必要最小限に抑えられたものと思っております。ただ、皆様のご承知のとおり、出生数が激減をいたしております。その出生数が激減しているのがコロナによる影響なのか、そういったことも見極めながら、今後の対応を検討したいということでございます。

何も私は就任当初から変わったことを申し上げているところではございません。就任当初から池田小学校への特別支援学校の設置により、これまでの政策の見直しが必要であるということがございますので、先ほど申し上げますとおり、改めるところは軌道修正したということをご理解いただけたらと思っております。以上です。

○議長（谷 康男君） 森口議員。

○10番（森口久土君） 私はどうしてもその答弁には納得できない。なかなか、最近は確かにコロナの問題で、会を開くことも難しい。前も示しましたが、ここらあたりが本当に真剣に取り組む、あるいは結論は先送りするというような姿勢が見えるというには私思います。ですから、これは保護者の関係者、いろんな方からのよく使われる多くの意見として、早く統合してほしいと、統合ありきという意見ではないですが、私が聞いておる範囲ではやはり統合を急ぐという意見を耳にしております。こういうところがある中で、教育委員会の方からも、こういう状況であれば統合やむなし、というような意見も総合教育会議の席でも意見がありました。その段階で、いまだにこの方向が見えてこないというのが非常に残念であります。そういうことで、次の質問に行きます。これに対して何か反論があれば、町長、どうぞ。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 反論というんではございませんが、私は前回の立候補時点でもそういったことを申し上げたところでございます。町内にダブルスタンダードはいかなるものかということもございます。そういった中で慎重に研究をしていきたいというふうに思っておるところでございます。そのあたりは意見の相違かなと思いますが、私自身としては教育に正解はないと思っております。多くの皆様のご意見をお聞きしながら、また将来を見据えて、俯瞰的な視点からも考えながら、今後方向性を見いだしていきたいというふうに思っておるところでございます。

○議長（谷 康男君） 森口議員。

○10番（森口久土君） その問題は幾らやってもなかなか答えは出ないんですが、次行きます。

もう一つ、一般廃棄物最終処分場、これがもう完成間近という形で今述べられました。これにつきましては前の塩田町長の時代に担当の方々が本当に苦勞されて、ここまで来られたという私は認識をしております。

そこでです。これは坂手地区にずっと処分場の依頼をして、いろいろ理解していただいて、何とかそこへ処分場ができた。町長として坂手地区へ直接行って話をされたのか

どうか、まだ中に処分場の条件事業として残っております。私が感じておるのは、坂手港の再整備、こういうものが残っておると思うんですが、このあたり、町長、坂手地区へ出向いて話合いをしたのかどうか、お尋ねします。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 私が就任した当初、当時からも既に条件事業の詰めは終わっております。そういった中で今後も坂手地区の再整備につきましては、地元要望、地元のご意見を十分にをお伺いしながら実施していきたいと思っております。ただ、坂手地区に実質私がお伺いしたかといえればお伺いしておりませんが、十分にそのあたりの意向はくみ上げてるつもりでございます。

当然、坂手地区の再整備、ターミナルについても、今現在実施設計に入っておりますので、その中で今後も進めていきたいと思っております。坂手地区とのお約束は十分に果たしていきたいと思っておるところでございます。

○議長（谷 康男君） 森口議員。

○10番（森口久士君） 条件事業についてはやるということですが、実は危惧しておるのが、やはりジャンボフェリーが新しくこの9月にできるわけですが、それに間に合わなかったというのが、やはり対応の遅れという私は思いがあります。

これはやはり同じなら、新造船が着くときにそういう設備ができておれば本当にいいのではないかなと、このジャンボフェリーに対する1つの敬意という意味でもいいのかなと、せっかく就航していただいておりますから、そこらあたりを十分今後も頭に置いて取り組んでほしいと思います。

次に、行きます。

1問目、草壁航路の具体的な政策はということで、民間団体の先頭に立ち、運動したことで、町民の分裂を招いているが、この問題の原因は何か。民間企業のことだから、何度も行ったと記憶しているが、内海フェリーに小笠原社長を訪ねて面談していたのか。担当者任せにしていたのか。経営が行き詰まり、倒産寸前の状態を招くまで気がつかなかったのか。社長から支援要請があったのか、支援策について、国、県に相談したのか。譲渡の話聞いたとき、草壁航路と池田航路をどのように守ると考えたのか、民間企業のことだからと静観したのか。民間団体が組織されたとき、このままでは混乱すると懸念する声もあったと思うが、自ら先頭に立つと言った責任は非常に重いと考える。池田航路が増便され、草壁航路の継続運航や再就航は高松港の問題もあり困難を極めると思うが、具体策があってさらなる運動を続けると言っているのか、お尋ねします。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 森口議員から草壁航路の具体的政策についてご質問をいただきました。

初めに、施政方針で申し上げたとおり、航路につきましては地域と地域をつなぐ道として、人々の移動や物流に欠かすことができないものであり、航路の維持発展は島の活性化のために必要不可欠でございます。草壁高松航路は、地域住民の日常生活や社会生活にとって大切な航路であり、航路の休止は大切な道を1本失うことになります。

また、現在も地域住民をはじめ、事業者の皆さんから草壁高松航路の復活を望む多くの声を頂戴しており、今後においても町行政を預かるトップとして、一日も早い航路の復活を目指す考えでございます。したがって、存続運動等によって町民の分断を招いたとは考えておりませんし、町民を代表する町長として、草壁高松航路を守り、航路を維持、確保していくことは当然の行動であると考えております。

次に、内海フェリー社長との面談でございますが、令和2年4月21日に町長室で面談し、コロナの影響による減便と危険物便の時間変更について報告を受け、その折には危険物便を利用されている事業者への十分な周知と理解をいただくようお願いしたところでございます。

また、交通問題対策室の職員を定期的に訪問させ、高速艇復活の可能性や新造船の進捗状況等を聞き取り、その結果については逐一報告を受けておりましたが、直ちに倒産に至るような経営状態にあったとは認識しておりません。加えて8月11日には、9月の新造船内覧会における招待者の相談を受けており、株式譲渡の話はまさに寝耳に水でございました。

次に、社長からの支援要請でございますが、コロナの影響によって経営が厳しくなっていることを直接伺い、令和2年6月25日に社長同席の下、香川県知事に対し連名の要望書を提出をいたしております。その際には、支援策の検討に向けて、経営状況の判断ができる資料の提出を県から社長に要請があり、町においても係船料の減免等の支援策を検討する中で資料の提出依頼を行ってきたところでございますが、最後まで提供されることはございませんでした。

次に、会社譲渡の話を受けてからの行動でございますが、監督官庁である四国運輸局に対し、航路存続に向けてこれまで6回の要望活動を実施しております。また、両備グループへも運航継続に向けて繰り返しのお願いをするとともに、香川県とも情報共有を図りながら可能性を探ってまいりました。

次に、自ら先頭に立つと言った責任の重さであります、町行政のトップである以上、常に重責を担っていると考えております。また、住民が切望されている草壁高松航路の復活については、航路の持つ重要性を鑑み、今後も住民の先頭に立って取り組みたいと考えております。

最後に、高松港の接岸問題ではございますが、直ちに解決できる課題ではございませんが、交通政策基本法においては、国は国民が日常生活等を営むに当たって必要不可欠な通勤、通学、通院等の移動を円滑に行うことができるようするため、離島に係る交通事情や地域における自然的、経済的、社会的諸条件に配慮しつつ、交通手段の確保、その他必要な施策を講ずるものとされております。したがって、今後におきましても法の趣旨にのっとり、監督官庁である四国運輸局に対して粘り強く要望していきたいと考えておりますし、町といたしましても港の機能の維持管理を継続し、交流人口の拡大、産業の活性化、文化活動の推進を図り、町と島の魅力を高めることで航路再開の可能性を高めていきたいと考えているところでございます。

○議長（谷 康男君） 森口議員。

○10番（森口久士君） まず、運輸局のほうへ6回行かれたというような発言だったと思うんですが、これについてどのような内容で、またどのような結果が出たのか、お尋ねします。

○議長（谷 康男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 6回の運輸局への要望の内容でございますが、こちらは先ほど答弁にありましたとおり、やはりこの草壁高松航路は町民にとって大切な航路であるという思いをずっと伝えてまいりました。何とか監督官庁である四国運輸局のほうから、必要となる支援をお願いできないかというお願いをしてきたところでございます。

○議長（谷 康男君） 森口議員。

○10番（森口久士君） 運輸局の立場というんですが、少し今の答弁、私が思うんと違うんではないかなと。前に聞いた話では、運輸局はそういう、今問題になつるのは当然高松港の接岸の問題だと思うんですが、これを運輸局がどうこうできるはずはないというふうな解釈で私おるんですけど、まして今担当課長が答えずに、町長が答えるべきだと思います。今から全部、もう町長が答えていただきたい。

当然町長は行ったということですから、町長は答えられると私は思いますので、そのあたりはどういう考えを持っておられるのか、運輸局は本当に運輸局を動かした結果、高松港は接岸がどうにかなるといふ解釈なんですか、そのあたりどうですか。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 町長が答弁しなさいとご指摘でございますが、誰が答弁するかは執行部の判断にお任せいただけたらと思っております。

今回については私が答弁いたしますが、運輸局は運輸行政、先ほど申しましたように、交通対策基本法の中では国の責務というのもございます。そういった責務や法の趣旨にのっとり今後とも要望活動を続けてまいりたいというふうに思っておるところでございます。

○議長（谷 康男君） 森口議員。

○10番（森口久士君） それでは答えになってないんですよ。

本当に単純に考えたら、高松港の接岸というんが一番問題になるわけですね。全然違うところへ、港へ行くんであれば、草壁港は今発着は可能だと。乗降は別としてね、船を着けることは可能だと思います、これ町岸壁ですから。ただ、高松港の場合は、30分ルールというのがあるはずなんね、これ業者間で。これを運輸局がどうこうできるはずがないとか、できないというふうに私は聞いておるんです。そこらあたりの違いがあるということをおは言いたい。それを運輸局へ行って、どうにかなるというようなことは不思議ではないんですが、どうですか。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） それは、もう全く見解の相違であると思っております。私は、接岸問題も含めて運輸局に今後ともお願いしていきたいと思っておるところでございます。

○議長（谷 康男君） 森口議員。

○10番（森口久士君） 接岸のあれや言いますけど、高松港の場合は本当に業者間の申合せというんが、鉄のルールとかなんとかいう答弁も前ありましたが。こういう中で運輸局が乗り込んでいって言いますと、当然また別の角度になってくるといふか、管轄違いではないかという感じがするんです。見解の違いと言いますけども、私はどうしてもそれは業者にお願ひに行つて、何とかルールを変えてくれといふ話であれば、これはまだ分かるんですけど、運輸局に何回行つても、当然それは答えは出ないんじゃないですか。と思ひますけど。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 先ほど何度も申し上げておりますけども、今後とも私は住民の先頭に立って、航路復活に向けて取り組んでまいりたいと思っております。その接岸問題も含めて、今後とも取り組みを進めていきたいというふうに思っておるところでございます。

○議長（谷 康男君） 森口議員。

○10番（森口久士君） 本当にこれは幾らやっても答えは出ないということで、のらりくらりだということですね。単なる、私としたら、町長がこうやっていくというのは厳しい、きつい意見かも知れませんが、2月9日に運輸局へ要望書を持っていった、こういう動きをした、これについては議会に何ら来てないんですね。皆さん知らない人がほとんどだと思います。

これは、あくまでも私は、町長の個人プレーとパフォーマンスにしか見えないというような感じがします。今回いろいろありますけど、そのあたり、いまだに運輸局に行った内容とか、ほかへも行ったんじゃないかなと思うんですけども、そのあたりは運輸局、2月9日に行ったでしょう。この内容は、我々は聞いてないですよ、正式には。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 私は、先ほども4年間の総括の中でご指摘ありましたように、要望活動に度々参っております。それを全て議会に報告したものではありません。私は常に私の方向性は、施政方針なり議会答弁で申し上げておりますし、その申し上げる内容に沿った要望をしていくということでございますので、ご理解いただけたらと思います。

○議長（谷 康男君） 森口議員。

○10番（森口久士君） そうやって言やあ、もうあれなんですけど、ただ今現状として、やっぱり我々がいつの間にか反対派という、町長に対する反対しておると人間の扱いを今受けております。これは本当に町が、結局私がさっきも言いましたように、町が割れるという状態が今起きておると。これは本当にこうなった責任というのは、町長に私はあると思います。そういうあたりは、町長、どのように思っておられるのか、お尋ねします。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 私は、森口議員が反対派だとは思っておりません。小豆島、また小豆島町を俯瞰した上で、航路の必要性は十分ご理解いただいているものと考えております。ただ、その中で見解の相違が一部ございますけども、反対派だとは思っておりませんし、多分草壁航路の復活を望んでいただけるものと思っております。

ですから、私は町民が分断されたということは全く考えておりませんし、今後も住民の総意として、やはり草壁航路の存続に向けて動いていきたいというふうに思っておるところでございます。

○議長（谷 康男君） 森口議員。

○10番（森口久士君） 分断されてないと言いますが、実際は我々は悪者に今なってます。そういう扱いになってます、今。決して我々は反対したわけではないんです。航路がなくなって、ええんじゃというんじゃなくて、今の状況では経営者はやっていけないという状況で、これはもう仕方ないなという。私だって、実は草壁から出た船に乗って、小さいときは谷尻というところから乗ってました。ですから、航路に対する愛着というのはないことないですよ。ですから、今の時代の流れ、こういうな状況からいくと、いつの間にやら反対派というなことを言われてますけど、ただそれは本当に町長が最初から中立でおれば、ここまではなかってなかったんじゃないかなということだけは申し上げておきます。

町長、私は何回も言ったはずですよ。入ったらいかんと。会の中へ入っていったらいかんというふうな話をしたはずですが、実際はもう今先頭になって入ってますね。これは世間がもうそういうに向けるし、そういう動きをしてるのを大勢の方が思っておると思いますが。ですから、これは大きな責任だと思えます。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 私は、住民の付託を受けた町長でございます。住民の多くの方が望む方向に進めていきたいと思っておりますし、今後も、ただ人口が減ってるから航路統合、仕方がないんだ、そういった趣旨では駄目だと思っております。もっとポジティブに、今後とも人口の減少を緩やかにするとか、そういったことを進めながら、やはり観光振興であったり、航路の需要を高めていく、産業振興であったり、そういったものを進めていけば、当然航路というのは存続できるものと私は思っておりますし、そう確信をいたしております。ですから、もっとポジティブにお考えいただきたいと思えます。人口が減つとるから統合やむなしではなく、航路を統合しなくてもやっていける方向性を私は求めていきたいと思っておるところでございます。

○議長（谷 康男君） 森口議員。

○10番（森口久士君） もう終わりの時間が近づきました。

幾らやっても、やっぱり一緒ですね。残念な結果ですわ、はっきり言うて。人口が減って、町が合併した、その選択をしたわけです。これが結局はその時代の流れというんが、やはりついて回ってくるというんも少し考え方を改めていただきたい。そういう意味では本当に中立でおって、やはりいろんな采配をする立場であったんではなかったかなということ念頭に常に置いていただいて、今からでもそういう冷静な立場に立ってほしいなということで、質問を終わります。

○議長（谷 康男君） 次、11番安井信之議員。

○11番（安井信之君） 私は、3つのことについて町長のお考えを伺いたいと思います。

まず最初に、医療費無料助成対象拡大の考えはということで、令和4年1月25日の読売新聞で東京都が2023年度から医療費助成の対象を高校生まで拡大する方針を固めたという記事がありました。厚生労働省の調査、2020年4月1日のものでは、都道府県単位で高校生を医療費助成の対象としているのは福島、茨城、静岡、鳥取の4県で、都は対象拡大で養育環境の充実をアピールし、子育て世代の呼び込みを図る考えだとの記事でありました。移住者誘致、人口減少など、課題に積極的に取り組むことがより求められていると痛感する記事でありました。

そこで、医療費無料助成対象拡大の考えを伺います。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 安井議員から子供医療費無料助成対象拡大についてご質問をいただきました。

昨年の12月議会におきましても、鍋谷議員から今回と同様の趣旨のご質問をいただき、令和2年4月1日現在時点で、全国の約4割が高校3年生まで助成している状況を鑑み、本町においても町の財政状況や他の施策の中の優先順位など、総合的に判断の上、実施について検討したいと申し上げたところでございます。

議員ご指摘のとおり、令和4年度から綾川町、東京都も令和5年度から医療費助成の対象を18歳まで拡大する方針と伺っており、本町におきましても子育て支援の充実の観点から、医療費助成の対象を18歳まで拡大したいと考えております。4月の町長選挙において、再び町民の負託をいただいた暁には、令和4年度の肉づけ予算で対応したいと思っております。

○議長（谷 康男君） 安井議員。

○11番（安井信之君） こういうふうな制度自体は、町の存在感をアピールするというふうなことになってくるかなと思っております。それを町長選挙の後というふうなことじゃなくて、最初から打ち上げるべきことだと、それが小豆島町を全国にアピールするような形になってくると思いますんで、その辺の考え方はどういうふうなあれでそういうふうな考え方になっとんかなと。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 施政方針で申し上げましたとおり、今回の当初予算は骨格予算でございます。ですから、新規事業とかについては今後も肉づけでやりますということで、本来骨格予算というのは新規事業とか継続事業のみにして、新規事業とかいうのは計上しないという原則がございますので、そういった対応にさせていただきました。

ですから、町長選挙に向けてという話じゃなく、あくまでも骨格予算で編成したということは施政方針で申し上げたところでございます。ですから、新規事業については極力抑えて、国、県の補助の関係とか、他自治体との協働の関係、連携の関係、そういったものは新規事業も載せさせていただいておりますが、町単独事業については計上しないというのが骨格予算の考えでございますので、その方向で今回の予算計上をさせていただいたところでございます。

○議長（谷 康男君） 安井議員。

○11番（安井信之君） 予算いうんは、新聞等、またメディア等で取り上げられています。そういう部分で地域の行っているアピールいうんが全然違うと思いますね。まあ言うたら、マスコミなりをうまく使って、地元をアピールしていくことが小豆島町が生き残っていく方法やと思うんですが、その辺そういうふうな骨格予算というふうな形だけの部分でやっていくのか、やっぱりアピールしていく機会を伸ばすような形になってくるのかなと思いますが、その辺はどうなるんですか。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） あくまでも骨格予算という概念で今回編成いたしましたので、当然アピールの度合いが低いというご指摘もあろうかと思いますが、6月の肉づけ予算でも十分にマスコミにも提供しながら、新たな事業を報道発表なんかにも入れていきたいというふうに思っております。ですから、そういった情報発信については、今後とも適時適切に行ってまいりたいというふうに思っておりますのでございます。

○議長（谷 康男君） 安井議員。

○11番（安井信之君） そうすると、6月で出てくる部分について、4月に遡って実施していくというふうになってくるのか、その辺は6月からというふうな形になってくるのか、その辺やっていく必要性もあるのかなと思いますが、その辺はどうですか。

○議長（谷 康男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 遡及範囲の適応でございますけれども、そこはやはり町長選が終わった後に検討をしていくお話かなと思っております。

骨格予算につきましては、安井議員ご指摘のとおり、アピールということが直結してお

りまして、いわゆる現職有利という話がございます。中には現職の方が新しい予算を打ち立てる傾向もあることから、この骨格予算という制度がつくられてございます。したがって、内容につきましては当然この選挙で町民の、選挙が終わった後にどう対応するかということになるかと考えてございます。以上です。

○議長（谷 康男君） 安井議員。

○11番（安井信之君） 私言いましたように、町長選やそんなん関係ないんですよ。言うたら、町が生き残っていくためにはどうするかいうことを最優先に考えていくほうが、私はありやと思っております。その中で6月補正でやるとするとすれば、4月に遡ってやりますというふうな形の考え方はありますか、その辺伺います。

○議長（谷 康男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 4月に遡及しての適用となりますと、償還給付ということになるかと思えます。その償還給付のやり方については、どういったことができるかっていうのは調査研究をしたいと考えておりますが、今後の検討課題とさせていただけたらと思えます。以上です。

○議長（谷 康男君） 安井議員。

○11番（安井信之君） 検討をお願いしたいと思えます。

次に、高橋旅館の対応はということで、令和4年1月9日の読売新聞の記事で、廃業のホテル、廃ホテルというか、跡の活用支援という記事が掲載されておりました。12年ほど前の火災で廃墟となった残骸の処理が、今もなお放置されています。名勝寒霞溪の入り口とも言えるこの地で、このままでいいのか、大いに疑問が湧いてきます。中四国で唯一の持続可能な観光地100選に選定された町としては、何らかの対応をしていかなければならないと思えますが、町長のお考えを聞かせてもらいたいと思えます。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 安井議員から高橋旅館の対応についてのご質問をいただきました。

この高橋旅館は、本来所有者が撤去すべき建物であります。町といたしましては、住民の生活環境保全、また景観悪化解消を図るため、適正管理を促しておりましたが、反応もなく、そのまま放置された状態が続き、現在に至っております。

ただ、この事案につきましては、反社会的勢力が関わっていることから、仮に強制的な行政代執行、すなわち解体撤去を行うこととなった場合、その費用は一旦町が負担しなければなりません。当然この費用については所有者に請求いたしますが、回収不能となった

場合、本来所有者が負担すべき費用を町が肩代わりすることになります。つまりこれが結果的には利益の供与に当たり、香川県暴力団排除推進条例第19条及び第21条に反するものと認識をいたしております。したがいまして、反社会的勢力から手が離れば話は変わってきますが、このような事情により現在に至っておりますことをご理解のほど、お願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 安井議員。

○11番（安井信之君） 反社の者やから何ちゃできんというふうなものは、ほんまに何ちゃ対応していないのかなというふうに思います。

以前、担当課のほうにお聞きすると、反社のほうからその物件に対して、ただで譲渡したいというふうな意見があって、それを町の顧問弁護士に聞くと、反社からの利益供与というふうな形になるんで、それを断ったというふうな経緯があったというふうに伺っております。反社のものだから、それが民間に移ってというふうなことで考えると、神懸通自治会かな、そちらのほうでそういうふうな部分で受け取って、いうふうな方法も考えられるのではないかなと。何ちゃ可能性を見いだすことなく、反社からだからというふうな理由で未来永劫残っていくようじゃ、どうするんですかというふうな形になると思います。その辺どういうふうなお考えで、もうずっと放置するんがええとお考えなんですか、その辺ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（谷 康男君） 住まい政策課長。

○住まい政策課長（山口総一郎君） 先ほど町長が最後のほうで、反社会的勢力から手が離れば話は変わってくるということで、先ほど安井議員がおっしゃったように、自治会なりが購入した場合どうなるかという話なんですけども、安井議員が冒頭に新聞記事ですね、これは多分群馬県の渋川市にございます伊香保温泉にある廃ホテルのことと思われませんが、これは火災により、危険だ、景観を損なってるとの声上がり、撤去された建物で、観光庁の既存観光拠点の再生高付加価値化推進事業という補助制度を活用し、撤去されたものでございます。事業費の2分の1で、上限1億円のメニューです。

実施主体は、自治体とDMO、地域観光法人というんですが、つまり観光物件、自然、食、芸術など、当該地域にある観光資源に精通し、地域と協力して観光地域づくりを行う法人のことなんですけども、この2団体が観光拠点再生計画を作成する必要がございます。そして、撤去後の跡地には観光目的の施設を設置しなくてはなりません。

したがいまして、高橋旅館につきましては、このメニューの活用はできないと思っております。ちなみに伊香保温泉の廃ホテル跡地利用は、日帰り入浴施設になっております。

以上です。

○議長（谷 康男君） 安井議員。

○11番（安井信之君） 私が言よった分は、そういう一つの事業です。その中で寒霞溪の入り口になります。あそこから前を見たら寒霞溪が広がっていますんで、その辺の部分を見ると、観光的な部分での対応もできるのかなというふうなことで、担当課のほうにこういうふうな補助事業がありますよというふうなことをお知らせした経緯があります。

ただ、もう反社や反社やいうことでなっていくと、ほんまに未来永劫その部分は残骸のまま残ってしまいますんで、何らかの対応をできるような方法を模索していく必要性はあると思いますが、今までにどういうふうな対処方法を考えてこられたのか。もう反社から譲り受けるというふうなことで、反社、もうそれで拒絶してしまって、それから全然対応していないんやったら、行政の怠慢になると思います。その辺どういうふうに対応してきたのか、お伺いしたいと思います。

○議長（谷 康男君） 住まい政策課長。

○住まい政策課長（山口総一郎君） 今まで平成21年以降の事案でございますけども、いろいろ弁護士と専門分野の方とのご相談で協議の結果、こういう状況に続いております。これから他の自治体でもそういう事例がございますかどうか、いろいろ研究しながら進めていこうと思っております。

ただ、香川県の暴対法の条例もございますので、利益の供与というのが大前提に係ってきますので、それを前に考えておきながら、何か模索できるようなことがあれば、いろいろ情報収集など、努めてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（谷 康男君） 安井議員。

○11番（安井信之君） ほんまに何らかやらんかったら、前向いていかんと思います。持続可能な世界の中での100選ですから、その辺をちょっと頭によく入れてもらって、対応を進めていってほしいと思います。

次に、障害者福祉の課題についてということでお伺いします。

厚生労働省が2023年にも全ての自治体が参加する障害者福祉のデータベースを稼働する方針だと記事にありました。自治体によって受けられる障害者福祉サービスの差を是正する狙いもあるということでしたが、これも住みたくなる町への課題として上がってくると思います。今の状況、課題をどう考えているのか、伺いたいと思います。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 安井議員から障害者福祉の課題についてご質問をいただきました。

た。

議員ご指摘の障害福祉サービスデータベースは、サービス利用状況や障害支援区分の認定情報など、障害福祉関係データを有効に活用し、効果的、効率的な制度改正や報酬改定につなげるよう令和5年度の運用を目指すものでございます。

本町におきましては、徐々にサービスの充実が図られているものの、依然障害福祉のサービス基盤は他市町に比べ乏しい現状にあると思っております。このデータベースが直ちに本町のサービス向上につながるとは考えられませんが、人と人がつながり、支え合い、誰もが安心して過ごせるぬくもりと希望の島づくりをテーマに、引き続き障害の有無にかかわらず、誰もが安心して暮らせる地域づくりに取り組みたいと考えているところでございます。

障害福祉サービスの現状と課題の詳細につきましては、担当課長から説明をさせます。

○議長（谷 康男君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（濱田 茂君） 私から障害福祉サービスの現状と課題についてご説明申し上げます。

障害福祉サービスにつきましては、令和2年4月に放課後等デイサービス、児童発達支援を行う事業所アースハーモニーが、また令和3年9月に居宅介護、重度訪問介護を行う事業所ホッとスペースてくてくがオープンし、サービスの充実が図られつつありますが、まだまだ不足するサービスがあるのが現状でございます。

1つは、暮らす場にあるグループホームの整備でございます。現在、郡内には二面のグループホームソレイユとイマージュセンター横のホーム・オリーブつばさ・萌の2つの施設がありますが、利用の希望に十分応えることはできておりません。社会福祉法人ひまわり福祉会が土庄町内での設置を検討しておりますので、可能な限りの支援に努めたいと考えているところでございます。

2つ目は、就労支援サービスの充実でございます。現在、かがわ総合リハビリテーションセンターが小豆島内に就職に関する相談や訓練、就労移行支援、そのほか身体機能の維持や訓練を行う事業所の設置を検討しているところでございます。これにつきましても可能な限りの支援に努めたいと考えているところでございます。また、サービスの充実に併せて、人材確保、育成面も支援していきたいと考えておりますので、ご理解をお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 安井議員。

○11番（安井信之君） 以前に比べて少しずつ改善してきておると思うんですが、グル

ープホームの部分に関しては、以前小豆島町が設置したから、今度は土庄町でというふうなことだと、ずっと伺っておったと思います。本来は小豆島全体で考える部分もあると思いますが、その辺は土庄町にも積極的に働きかけて、島全体の障害者福祉政策に対して、発展を目指してやっていく必要があると思うんですが、他町のことについて言えんというふうな形になるんかも分かりませんが、その辺は広域行政なり、いろいろ広域でやっている部分もありますんで、町長、土庄町のほうにはどういうふうな形で協力、島全体を守っていくというふうな形になってくるのか、考えを伺いたいと思います。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 隣の土庄町とは当然連携を強化していくべきと思っておりますし、この障害者サービスにつきましては、本当に小豆島町ができたから、次、土庄町やという論議もございますけども、そのあたりも含めて、小豆島町内で設置できる場所があれば設置してもいいと思っておりますし、ただそのときには土庄町には応分の負担をいただかなければならないと思っておりますし、その造った段階では、やはり今現在の施設、また今後造る施設のあり方というのは十分に土庄町と協議して、小豆島の施設として運営できるような形でやはり協議を進めていくべきとは思っております。

ですから、次、土庄やで、あんなのとこだけしなさいよという話ではなかなか難しいところもあるかと思っておりますので、私としては島全体を俯瞰して障害者福祉はやっていくべきと思っておりますので、今後とも土庄町との協議を進めていきたいというふうに思っておりますのでございます。

○議長（谷 康男君） 安井議員。

○11番（安井信之君） そういふ施設いうんは、今まで住み慣れたところでの暮らしを守っていくというふうな部分で、次は土庄町やというふうなことだったと思います。広域で全体的に考えていく必要性は重々にあると思っておりますんで、その辺をよろしく願いたいと思います。

私の質問は、言うたら島をどれだけほかのところに対してアピールしていけるのかなというふうな課題を言わせてもらいましたんで、その辺をちょっと考えてもらって、前向きに島を発展させるような形での検討を願いたいと思います。以上で質問を終わります。

○議長（谷 康男君） 暫時休憩します。再開は13時とします。

休憩 午前11時47分

再開 午後0時59分

○議長（谷 康男君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（谷 康男君） 6 番中松和彦議員。

○6 番（中松和彦君） 私は2点について質問したいと思っております。

まず第1として、主要産業に対する支援の充実及び拡大をということで質問いたします。

小豆島町の産業は、あまた営まれておりますが、食品産業、観光産業が根底をなしており、そして全般的に皆さん不振にあえいでおると聞いております。時代が変わったといえ、それはそうなのでしょうけれども、その将来に町の浮沈、そして私たちの生活がかかっております。口頭では産業支援と簡単に申しますが、具体的な政策が他の政策に比して非常に弱く感じられるように思います。産業が盛んになり、そこに働く人々が収入を得、社会全体が豊かになっていくという好循環が重要だと思っておりますが、具体的な施策並びに予算、そして主要産業に対する支援策の拡充を早急に実現すべきだと思います。

令和4年度当初予算の概要説明、R4産業のまち、②地場産業の魅力向上では、地場産業（企業）に対する前向きな予算は、地域ブランド推進事業を除けば非常に少なく、しかも範囲が限定されているように感じます。さらに、③観光の振興に至っては、瀬戸内芸術祭関連予算以外について、積極的な予算は極めて少なく感じられます。地元産業界の要望を取り入れながら、あるいは意見を取り入れながら、産業界の発展に寄与できるような予算にしていく必要があると思っておりますが、町としてのご意見はいかがでございましょうか。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 中松議員から町内の主要産業に対する支援策の拡充に関するご質問をいただきました。

議員のおっしゃるとおり、食品産業と観光産業は町の基幹産業であり、活力の根底をなすものでございます。しかしながら、食生活の多様化や旅行形態の変化、担い手不足等によって苦戦している状況が続いておるところでございます。

また、昨今の新型コロナ感染拡大の影響も大きく、町の短期的な産業支援策といたしまして、独自の給付金や運転資金等の確保に向けた利子補給制度の創設をするなど、事業活動の継続と雇用の維持に向けた支援に努めてまいりました。加えて将来を見据えた中・長期的な産業支援策としまして、先ほど議員もおっしゃったとおり、地域の稼ぐ力の向上を図るために、地域ブランドの確立に向けた小豆島地域ブランド戦略を策定をいたしました。これはまさに議員のおっしゃる地域の好循環をつくり出すための戦略でございます。小豆島が一体となって、食品産業と観光産業の連携を強化し、行政主導だけではなく、地

域事業者が自らの力でイノベーションに挑戦できるプラットフォームを整備する取り組みでございます。町といたしましては、引き続き中・長期的な視点に立ち、商工会をはじめとした関係産業団体、民間事業者と連携し、地域の稼ぐ力の向上に向けて、ブランド戦略を継続、実施してまいります。

議員から予算が貧弱に感じられるとのご指摘ではございますが、先ほど申し上げましたが、このたびの当初予算は骨格予算として編成をいたしております。したがって、新規事業や拡充事業などにつきましては、4月の町長選挙において再び町民の付託をいただいた暁に、令和4年度の肉づけ予算で対応したいと考えております。

なお、人材育成事業など、その他の産業支援策につきましては、担当課長から答弁をさせます。

○議長（谷 康男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（入倉哲也君） 私からは、その他の産業支援策について答弁をいたします。

まず初めに、元日清食品ホールディングス株式会社相談役の中川晋氏を塾長として実践してきた中川塾の継続事業、若手人材育成塾がございます。この事業は、地場産業の担い手である若手人材の育成を目的としたもので、地場産業の抱える課題を話し合ったり、若手の切り口で地場産業をPRするための実践の場を提供する事業となっており、来年度は事業費を2倍に拡充して実施してまいります。中川氏には顧問という立場で引き続きご指導いただき、この事業を通じて産業間の垣根を越えて、若手人材が協力できる関係を構築しながら、地場産業の振興につないでまいりたいと考えております。

続いて、小豆島地場産業PR事業でございます。

小豆島の特産品に関する情報発信のため、首都圏での物産展やイベントに参加し、小豆島のこだわりの商品を広く知ってもらい、新規販路開拓につなげることを目的としています。町内の事業所が出展できるスペースを確保することで、小豆島ブースとして情報発信力を高めるとともに、小豆島若手人材育成塾と連携することにより、より多くの集客につないでまいりたいと考えております。

続いて、地域振興アドバイザー設置事業でございます。

地域振興アドバイザーとともに町内企業を訪問し、企業の景況感や情報収集、技術的課題やマーケティングに関する課題解決に向けた助言を行う事業でございます。今年度は、訪問した事業所から外国人労働者支援の要望を受けて、町立図書館へ日本語学習教材の配架を行ったことに加え、文化庁の補助事業の採択を受けて、外国人向けの日本語教室を実

施してまいりました。さらにインターンシップ等受入れ企業支援事業を創設いたしました。町内企業が就労希望者を対象にインターンシップを実施した際に、企業が負担した旅費や交通費の一部を補助することで、積極的な雇用促進につないでまいりたいと考えております。

続いて、観光産業における取り組みでございます。

昨年、中四国で唯一小豆島町が世界の持続可能な観光地TOP100選に選ばれました。これを契機に、世界中の人々から選ばれる観光地となるための継続的な取り組みが大切になってまいります。既に町内の主要な観光施設では、修学旅行や研修旅行など、SDGsを学ぶ教育旅行プログラムの造成が行われています。今後はポストコロナを見据え、交流人口や関係人口の増加に向けて、SDGsにつながる新たな体験コンテンツを造成することが不可欠であり、町としましても積極的に進めてまいります。

さらに、主要観光施設の整備充実を図るとともに、民間企業による観光施設の誘致などについても、機会を捉えて積極的に働きかけてまいります。

そのほか新しい産業づくり条例に基づく企業誘致事業や、起業家支援事業など、各種の産業支援策を着実に実行し、地域産業の活性化につないでまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 中松議員。

○6番（中松和彦君） 骨格予算であるというふうなことでございますが、今課長のほうからご説明いただきました内容、ある程度分かるんですが、それらの予算が果たして産業を構成する各企業の意向といいますか、意思、これをどの程度反映しているのか、そのあたりが私にはいまい少し判然としませんが、そのあたりよく連携を取っていただいで、様々な施策を立案していただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

そして、若干この質問とずれるかも知れませんが、コロナの影響ですね、非常に暗くのしかかっているように思ひます。また、問題になっておりますウクライナへのロシアの軍事侵攻により、原油や天然ガスの高騰、そして農産品の輸入価格もこれから高騰していくのではないかとひいうふうな危惧が報道されております。食品産業にとつては目の離せない問題であり、状況によつては別途支援策が必要な場面も出てくるのではないかとひいうふうに危惧をいたしてありますが、このあたりに関しましての町のお考えがありましたら、お聞かせいただひきたいと思ひます。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 中松議員の再質問にお答ひをいたひます。

当然コロナについても収束がまだ見通せない状況でございます。今後においても産業界の皆様のご意見を頂戴しながら、適宜適切に支援策を講じてまいりたいというふうに思っております。そのあたりはご心配なく、順次行ってまいりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

○議長（谷 康男君） 中松議員。

○6番（中松和彦君） 次に、島はひとつ、土庄町との連携をとということで質問をいたします。

島は、土庄町と2つの町で構成されており、人口の減少、過疎化、そして産業の衰退など、両町は共通の深刻な問題を抱えております。両町が協力してそれらの課題に当たれば、効果は迅速かつ大きくあらわれるものと考えます。両町の連携を常に緊密に進めるには、日々の連携、交流、相互理解、その下での信頼関係の醸成が欠かせぬものだと思います。

さて、昨年10月、小豆島町はオランダが本拠のグリーン・デスティネーションズより世界の持続可能な観光地TOP100選に選出されました。選出までに至る職員のご努力には大変感謝申し上げます。さて、今回の選出は小豆島町として選出を受けておりますが、同じ小豆島を構成する土庄町は選出されておられません。TOP100選応募に至ったそもそもの経緯はどうであったのでしょうか。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 中松議員から土庄町の連携ということで、最初に通告いただいた質問と若干変更になっておりますので、十分な答弁になるかどうか分かりませんが、お答えをさせていただけたらと思っております。

まず、小豆島の今後の未来を考えますと、私も中松議員と同様の考えであり、土庄町との連携は当然必要なものであると考えておるところでございます。土庄町との連携につきましては、小豆島中央病院を核とした医療、福祉の充実をはじめまして、小豆地区消防本部を中心として、管内に2つの消防署を配置している消防体制、またクリーンセンターやリサイクルセンターによるごみ処理体制、小豆島への誘客を推進する小豆島観光協会、また小・中・高と一貫した教育に取り組む小豆島教育会議、日本遺産の認定に一体となって取り組んでいるせとうち備讃諸島日本遺産推進協議会、地域公共交通の計画策定や諸課題に取り組む小豆島地域公共交通協議会、小豆島への移住を促進する小豆島移住・交流推進協議会など、住民生活に深く関係し、多岐にわたる分野において、土庄町あるいはその関係機関と連携を密に図りながら、着実に各施策に取り組んでいる状況でございます。

また、本町の各課職員においても、各課おのこの分野で共通する諸課題や取り組み事例など、情報共有、また意見交換をしながら業務に当たっております。

今後の土庄町との連携につきましては、小豆島の未来を見据えて観光の推進やごみの中間処理施設、行政のデジタル化、先ほど中松議員がおっしゃったSDGsの取り組みなど、連携協力できるものについては積極的に実行し、小豆島町、ひいては小豆島の発展に尽くすことが大切であると考えております。

先ほどのTOP100選の件につきましては、小豆島町が単独で行いました。と申しますのも、やはり地域それぞれに特性がございます。今回は特にストーリーを重視された取り組みでございますので、あくまでも小豆島町としてストーリーを提案したということでございます。土庄町にも同様の情報は届いていたと思いますが、土庄町はそちらに応募しなかったという状況でございます。

ただ、今後においては、SDGsというのはやはり町として、また島として取り組むべき課題であると思っておりますので、土庄町とも連携をしながら取り組んでまいりたいというふうに思っておるところでございます。

いずれにいたしましても、小豆島町、土庄町の枠組みを超え、小豆島のすばらしい自然や伝統文化、歴史ある産業、人と人の絆など、大切な地域の宝物を守り、次代に引き継いでいくため、小豆島の未来を土庄町とともに築いてまいりたいと考えておりますので、町民の皆様、また議員各位のご理解を賜りますよう、お願い申し上げる次第でございます。以上です。

○議長（谷 康男君） 中松議員。

○6番（中松和彦君） 行政を遂行していくについては、いろんな場面があるかと思えます。そんな中で、やはり両町協働して、協力してやっていくというについては、やはり連絡、あるいは両方の分かち合い、そういった場が必要であろうかと思えますが、そういった場所とといいますか、機会とといいますか、そういったものはどういったところで設定されておるのでありましょうか。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） まず、各分野においていろんな会がございます。それを全て、各担当から後ほど説明させますけども、例えば小豆島観光協会でありますと、観光協会の役員会のほうに2町の職員が出席するとか、そういった場を常に設けております。それ以外でもいろんな行政分野において、土庄町との連携する場というのはございます。また、小豆広域事務組合についても同様な状況でございますので、そのあたり各課のほうからどう

いったものがあるかというのをご紹介させていただけたらと思っております。

○議長（谷 康男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 中松議員のご質問にお答えいたします。

やはりそれぞれの分野の担当課長ベースで、情報をしっかりと共有しながら、事に当たっていくというのがまずは第一歩かなと考えております。それに加えて、例えば関係団体、観光協会でありますとか、あるいは小豆広域でありますとか、そういったところと連携をしながらやっていくのがいいのかなと思っております。

私がやってる日本遺産で申し上げますと、まずは骨格ですね、どういった方向でやるかっていうのを小豆島町のほうでしっかりと作らしていただいて、その後こういった方向でということで土庄町さんにお声がけをしながら進めてまいったところがございます。以上です。

○議長（谷 康男君） 住民生活課長。

○住民生活課長（谷本静香君） ただいま広域のほうで中間処理施設のほうの整備を進めておりますけれども、この協議に当たりましては、過去、合併前ですが、小豆3町ごみ問題協議会というのがございました。これは合併の中で休眠状態にあったんですけれども、これを7年前に2町ごみ問題協議会として新たに立ち上げ直しまして、この中で小さなことではありますが、ごみの分別体制とか、それぞれ土庄町、小豆島町、燃えるごみ、燃えないごみ、この取扱いはやや異なる部分がございます。こういった細かな部分を協議しながら、一昨年ごみ分別マニュアルというのを共同作成して表に出してきたわけなんですけれども、中間処理施設につきましても、勉強会から始めまして、それぞれの町の課題を抽出する中でこの中間処理施設の立案にまでこぎ着けたわけがございます。私のほうからは以上でございます。

○議長（谷 康男君） 中松議員。

○6番（中松和彦君） 各課でいいますと大変な時間取りますので、以上で結構でございます。要は皆さん一生懸命頑張っておるんだと、こういうことだと思いますけども、やはり何て言うんでしょうかね、私ではちょっと直接的な場面場面を想像できないんですけども、要はどんなことでもやっぱりお互いに情報を共有していく、それが最初のベースになっていきますので、そのあたりを十分にお考えいただいて、常に連絡が取れていけるような、そんな関係を築き上げていただければと思います。それをせずにお互いが勝手なことをやっていると、そこに当然亀裂ができてまいります。無用な仲たがいといいますか、不信感は絶対に避けていただきたい、このように思います。

そして、土庄町とは様々な場面でこれまでいろんなことがあったかと思いますが、時代はどんどん進んでまいります。両町がますます協力関係を密にして、そして時代の流れに取り残されないように、特に土庄町では新たに岡野氏が町長に選ばれ、小豆島町との連携を模索しておると聞いております。この機を逃さずに、総括と前進が必要と考えます。皆さん方の今後、これまでの反省に立ちながら、土庄町との連携を密にさせていただくことを切にお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（谷 康男君） 12番鍋谷真由美議員。

○12番（鍋谷真由美君） 私は、3点についてお尋ねをいたします。

まず1点目は、コロナ対策についてです。

感染力の高いオミクロン株の感染が広がり、香川県のまん延防止等重点措置も3月6日、さらに21日まで延長がされました。県内の陽性者数もなかなか減らず、島内、町内でも断続的に陽性者は出ております。多くの町民がいつまで続くのかと不安を感じております。

そこで、6点についてお尋ねをいたします。

まず、陽性者に対する入院など、医療体制は十分に確保されているのでしょうか。また、自宅療養者に対してはどのような対応をされているのか、お尋ねします。食料品、生活用品の支援について、どのように行われているのでしょうか。

2点目です。

政府が予約不要の無料検査の拡大枠を設定し、香川県も無料検査を実施しております。町内では平井クリニックで行っているということですが、検査キットが枯渇する自治体が相次ぎ、問題となっております。町内の現状はどうなっているのか、お尋ねします。

3点目です。

3回目のワクチン接種について、現在の状況と今後の課題についてはどのようになっているのか、お尋ねします。

4点目が、5歳から11歳の子供への接種事業については、どのように今後進めていかれるのか。やはり不安を持つ保護者が慎重かつ納得した判断ができるように、分かりやすい新型コロナウイルスワクチン接種の情報公開というのが必要だと思います。その点はどのように考えておられるのか。

5点目が、保育所や幼稚園、学童保育所、小・中学校での感染の状況、学級閉鎖などを含めて、今の現状と対策をお尋ねいたします。

最後ですが、6点目、生活困窮者や事業者、また中小業者へのさらなる支援が必要ではないかと思っておりますけれども、その点についてどのようにお考えか、お尋ねいたします。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 鍋谷議員からコロナ対策についてご質問をいただきました。

第6波になり、全国的に感染者数は高止まりし、香川県でも連日400名以上の感染者が確認されるなど、収束を見通せないのが現状であります。このような中、本町におきましてはここ数日、連続して感染者は出ておりますが、町民の皆様の感染予防へのご理解、取り組みにより、感染者数全体については低い水準で推移をしているところでございます。皆様方のご理解とご協力に感謝申し上げますとともに、引き続きの感染予防対策にご協力を申し上げたいと存じます。

さて、6つの項目についてご質問いただきました。いずれにつきましても関係各位のご理解、ご協力、また連携の下、住民生活の安全・安心を守りたいと考えているところでございます。

質問の詳細につきましては、順次担当課長から説明をさせます。

○議長（谷 康男君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（濱田 茂君） 私から1番目から4番目のご質問についてご説明を申し上げます。

初めに、医療体制の確保と自宅療養者への対応でございます。

年明け以降、3月8日、昨日までの間、県下で1万7,000名余りの感染が確認される中、郡内では本町で62名、土庄町で159名、合計221名の感染が確認されております。

この期間の特徴といたしまして、20歳未満が3分の1、20代から40代が4割と若年層が多く占めており、軽症の方が多く、ほとんどが自宅療養となっております。現在の入院者数は1名となっております。自宅療養者の経過観察は、保健所と医師会が協力をして実施しております。仮に自宅療養中に発熱などの症状が出れば、小豆島中央病院を受診するように調査が行われております。また、自宅療養中の食料などは、香川県がコープ生協に委託して自宅に配送しておりますが、それでは足りないという場合が生じた場合は、親族のほか、土庄保健所、あるいは2町が連携して配送を行うこととしております。

次に、2番目の香川県による無症状者への無料検査でございます。

町内では、内海平井クリニックとげんきまん薬局が検査機関となっております。内海平井クリニックではPCR検査、げんきまん薬局では抗原検査が主となっております。今のところ、2つの医療機関に聞きますと、検査試薬の確保はできているということでござい

ますが、試薬の入手に価格の高騰が続いているということをお伺いしております。また、検査につきましては、必ず電話で予約をした上での検査となっております。現在のこれらの無料検査を含め、各医療機関で必要な検査ができておりますことは、医師会と小豆島中央病院のご尽力によるものと考えております。

次に、3回目のワクチン接種でございます。

現在は2回目完了して6か月を経過した人、いわゆる昨年の8月末までに2回完了した人、数で7,200名に案内を行っております。昨日3月8日時点の接種者数は総数で4,970名となっております。今月中旬には、昨年9月に2回目接種が完了した人に案内を行う予定でございます。国から示されるワクチン供給計画が随時変更される状況にありますが、医師会等の協力の下、これに対応した接種体制を築いていくとともに、供給されるワクチンの半数がモデルナワクチンとなりますので、これの理解促進にも努めたいというふうに考えております。順調に進みましたら、今月末には約7,500名の方が接種を完了し、おおむね5月中旬には希望する方への接種が完了するものというふうに考えております。

次に、4番目の5歳から11歳の小児へのワクチン接種事業でございます。

接種できる医療機関は、医師会と協議の上、小豆島中央病院で行うこととしております。今月の10日、明日になりますが、明日から接種を開始し、来週の3月14日以降は毎週月曜日から木曜日までの毎日1日当たり20名の接種をできるようにしております。接種予約は、他の予防接種、これだけの予防接種ではないので、2週間の間隔を調整しなければならないということから、予約は小豆島中央病院で行うこととしております。接種の案内は、対象者は郡内でおおよそ1,200名になるかと思いますが、郵送で行うとともに、町のホームページに詳細を掲示することとしております。以上で私の説明を終わります。

○議長（谷 康男君） こども教育課長。

○こども教育課長（後藤正樹君） 保育所など、未就学児を預かる施設や小・中学校、学童保育における感染状況、現状や対策についてお答えいたします。

今年度の状況ですが、昨年5月に池田小学校と小豆島中学校の児童・生徒2名に陽性が確認され、両校とも翌日から2日間、臨時休業としました。8月には、私立認定こども園の児童1名、苗羽小学校児童1名に陽性が確認されましたが、小学校は夏休みで学校登校日を取りやめ、私立認定こども園では3日間、一部のクラスを臨時休業といたしました。

本年1月13日、小豆島こどもセンターの児童3名に陽性が確認され、翌日から2日間臨時休業といたしました。

1月30日、私立認定こども園職員1名に陽性が確認され、翌日から2日間臨時休業といたしました。

1月31日、池田小学校の児童2名、小豆島中学校の生徒1名に陽性が確認され、翌日から2日間、当該児童・生徒の在籍する学年、学級を閉鎖いたしました。あわせて、池田放課後児童クラブでも同期間、池田小学校で陽性が確認された学年の児童の預かりを停止しました。

2月2日、小豆島中学校の生徒1名に陽性が確認されました。この際は、当該生徒が体調不良で少し前から休んでおり、最終登校日の翌日から5日が経過していたため、学級閉鎖は行いませんでした。

2月28日、星城小学校の児童1名に陽性が確認され、翌日から2日間学年閉鎖とし、併せて内海放課後児童クラブでも同期間、同小学校の当該学年の利用を停止しました。

3月6日、苗羽小学校児童1名、7日、小豆島中学校生徒1名に陽性が確認され、9日までそれぞれ学年学級閉鎖としました。

本日、苗羽小学校児童1名に陽性が確認され、11日まで学年閉鎖、当該学年は給食後、下校させ、11日まで学年閉鎖といたしました。

いずれの場合も保健所の指示に従い休業期間を決定するとともに、速やかに施設内の消毒作業を実施しました。

香川県内で10歳代以下の感染者数が増える中、日頃から一人一人が感染防止対策を徹底し、体調管理に努めることが大切です。本町では各家庭において、毎朝の検温と発熱など、体調不良時の登校自粛をお願いしております。保育所や学校へ着いた際には、手指消毒を行っています。保育所などは、3歳児以上はマスク着用を徹底、給食時は同じ方向を向いて、あるいは仕切りを立てて黙食しています。小・中学校におきましても、体育の授業以外ではマスクを着用し、手洗いを徹底するとともに、グループ学習の自粛、体育、音楽、家庭科の授業の工夫、給食時には全員前を向いて黙食、異学年交流の休止、校外学習は自粛とし、部活動は21日まで原則全面休止としています。また、いずれの施設においても換気を適宜行っています。

以上のように各家庭で児童・生徒の健康管理をお願いするとともに、各施設に対し、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を徹底するよう指導し、各施設においても対策に努めています。

○議長（谷 康男君） 住民生活課長。

○住民生活課長（谷本静香君） 6番目の生活困窮者や中小業者へのさらなる支援のう

ち、本課が所管します生活困窮者に対する支援につきましてご説明申し上げます。

新型コロナウイルスの影響によりまして、困難に直面する国民への生活支援として、住民税が非課税である世帯、または家計が急変し、非課税相当の収入状態となった世帯を対象とします臨時特別給付金の実施が政府決定されております。小豆島町では、2月14日から同給付事業を開始しておりまして、令和3年分の住民税が非課税である約2,100世帯に対しまして給付を開始いたしまして、現在1,500世帯あまり、おおむね7割の給付が完了いたしております。

また、新型コロナウイルスの影響により家計が急変し、非課税相当の経済状態となった世帯に対しましては、9月30日までの期間におきまして、相談、申請の受付に応じることとしており、仮に本給付金の要件に該当しない場合であっても、それぞれのケースに応じた支援制度の紹介に努めることとしております。以上です。

○議長（谷 康男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（入倉哲也君） 私からは町内の中小企業者への支援について答弁いたします。

議員ご承知のとおり、一昨年より産業や生活を支える国や県の支援制度に加えまして、国、県の支援策への上乗せ給付や町独自の給付制度を創設し、より困窮度の高いと思われる業種や町民に支援が届くように、全体的な支援で足りない部分を個別業種等への支援で補完しながら、可能な限りの支援を行ってまいりました。

昨年7月には、第2次地域産業持続化給付金を創設し、3月4日現在で法人85件、5,095万円、個人事業者43件、860万円の計128件の申請がございまして、合計5,955万円の支給を決定している状況でございます。今後におきましても新型コロナウイルス感染症がいつまで続き、どの程度の影響を及ぼすのか、国や県の支援策や地方自治体への財政支援がどうなるのかなど、状況を見極めながら必要に応じて事業活動や町民生活への支援を検討してまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） 幾つか、5歳から11歳の子供への接種ですけれども、大人と違って保護者も不安を持っていると思うんですね。これはいろんな情報が必要だと思うんですけれども、ワクチン接種が必要だと、子供にもしたほうがいいというアピールをされるのか、目標というか、どこまで、全員にしてもらうのを目標にするのか、親御さんによったら、もう子供には受けさせたくないっていう考えもあるかと思うんですけど、ちょっとその辺についてお尋ねします。

○議長（谷 康男君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（濱田 茂君） 町として具体的な接種率についての目標は設定しておりません。ただ、国が示しておるパンフレットとか、各ワクチンについての情報については、案内状に添付するなどして情報提供をしております。

ただ、希望する方が仮に全員いたとすれば、その方が受けられるようにということで、9月の末までに毎週4日間、1日20人、80回の接種枠を設けて、仮に全員が希望しても9月末までには全員打つことができるような体制をしくということで、小豆島中央病院にはお願いしておりまして、ただまだ案内を送付してそんなに日がたっていないので、具体的に小豆島中央病院から予約のときの相談内容がどうだとか、そういう情報がまだ入ってこないのが現状でございます。聞きながら適切な対応に努めたいと考えております。以上です。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） いろんな不安とか、分からないっていう点もあると思うんで、それにぜひきちっと応えていくような体制をお願いしたいと思います。

それと、ちょっと最初に戻るんですけども、自宅療養者に対する支援ですね、食料品とか日用品、県から届いてると。それで足らなければ土庄保健所とか、2町連携、具体的には自宅療養者全てに届いているのでしょうか、その辺ちょっとお尋ねしたいのと、それと自宅療養がすごく多い中で、また家庭内での感染も増える中で、同居家族を対象とした食料支援サービスっていうのが県下でも行われてます。濃厚接触者として一定期間の自宅待機を余儀なくされる同居家族に対してはその支援がないと思うんですけども、坂出市や宇多津町、東かがわ市ではこのサービスを始めているということなんですけれども、その点についてどのようにお考えですか。

○議長（谷 康男君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（濱田 茂君） 自宅療養者への食料につきましては、県から情報提供していただいておりますのは、例えばお米とか、レトルト食品とか、スープ類とか、飲物、その他お茶漬けとか、缶詰とか、いろんなもののほかにマスクとか、ティッシュペーパーとかトイレットペーパーなど、おおむね1週間から10日程度の食料になりますが、ご指摘のとおり、感染者だけになってます。濃厚接触者については、取りあえず陽性ではないので、自分で買えるだろうという判断だと思います。

ただ、今のところ県を通じて本町に食料などが足りないから役場のほうで届けてほしいというような要請は、今のところ来ておりません。郡内では豊島の方でそういう事例があ

ったというふうに聞いております。

要望といいますか、何分こちらは感染者が誰かということ特定できていないということが前提でありますので、県からそういうふうに困ったときは相談をしてくれというふうに本人にお伝えしておるので、待ちの姿勢という申し訳ないんですけども、連絡があれば対応できるように努めたいというふうに考えております。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） 私が聞いた人は、陽性になって自宅療養になって、家族が陰性だったんで家族がお世話をしてくれたということで、県からも全然そういうものはもらってないという方がいらっしゃるんですね。だから、自宅療養の方で何人ぐらいがもらってるのかなど、それは要請しないともらえないということなんですかね。なかなか町では難しいかと思うんですけども、要望があれば、それもお願いしたいと思います。

それと、先ほど給付金とか支援金のお話ありました。本当に必要な人に全て届いているのかどうかということで、これだけ長期に続くと、それでは足りずに商売が続けられないという方も出てくるのではないかと危惧されるんですが、その点についてちょっとお尋ねしたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 今回の給付金につきましては、一応商工観光課が事業関係は窓口になっております。その際も丁寧に対応しろという指示をいたしております。ですから、給付金申請に来られた方については、十分にお話を伺いしながら対応するように指示をいたしております。今のところ給付金について新たなご要望はあまりお聞きしておりませんが、ただ今後絶対出てくると思っております。そのときは適宜適切に対応したいと思っております。以上です。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） ぜひ町民の皆さんの声を聞いて、対応をお願いしたいと思います。

2番目に行きます。ファミリー・サポート・センター事業についてです。

町長は施政方針で、子育て支援には力を入れていきたいと言われました。給付金の拡大や新たな事業に取り組むと述べられていましたが、具体的な内容についてどのようなお考えがあるのか、お尋ねをしたいと思います。

それで、提案なんですけど、例えば新たな事業として、地域の中で子育ての援助をしてほしい人と子育ての援助をしたい人が会員となって、一時的な子育てを助け合う有償ボラ

ンティア組織であるファミリー・サポート・センターという組織があります。これを町内でぜひつくりたいかと思えます。県下では、高松市など7市と宇多津町にありまして、子育て世代には喜ばれていると思えます。例えば、育児の援助として保育所までの送迎とか、保育所の開始前や終了後の子供の預かりとか、学校の放課後や学童保育終了後の預かり、また保護者などの病気や急用など、他の子供の学校行事などのときに子供を預かるなどの支援ですね、そういうことをするところです。

県下では、社会福祉協議会やNPO法人などに委託しているところが多いんですが、全国では直営で行っている自治体もあります。今、一時預かり保育が制度としてはあるのに、保育士が足りなくて受けてもらえないとか、核家族の方で短時間の保育や支援などが必要だけれども、そういう制度がなくて困っているという保護者の声を聞いております。特に移住者の若い方は、祖父母や親戚もいないので、大変困っているということです。子育て支援として本町でこそ必要ではないかと思えますが、いかがでしょうか。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 子育て支援に関する給付金の拡大や新たな事業についてのご質問にお答えをいたします。

子育て支援につきましては、施政方針で申し上げたとおり、私が最も力を入れていきたい政策分野の一つでございます。妊娠、出産から子育てを考えたとき、多くの世帯に感じることは、復職後の経済的負担の増にあると考えています。国の幼児教育・保育の無償化は、多くの方が3歳から無償となっています。経済的負担を軽減するための給付金の創設に取り組むたいと考えているところでございます。

また、議員から提案いただいたファミリー・サポート・センター事業につきましては、地域内で支援を必要とする人と支援を提供する人との相互援助活動に関する連絡調整を行うものでございます。本町では一時預かり事業を実施しておりますが、ファミリー・サポート・センター事業は一時預かり事業を補完するものであり、地域の活性化につながるものであると考えておるところでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせます。

○議長（谷 康男君） こども教育課長。

○こども教育課長（後藤正樹君） ファミリー・サポート・センター事業につきましては、家庭の事情により一時的に子供を預かってもらいたい、あるいは子供を保育所などへ送り届けてもらいたい際などに支援できる方を調整するものです。本町では、お子様を一時的にお預かりする一時預かり事業をせいけんじこども園、リトル・ビーンズ、小豆島こ

どもセンターの3か所で実施していますが、小豆島こどもセンターは年度によって、入所児や職員の状況によって一時預かり事業をお断りする場合があります、保護者の皆様にご不便おかけしてるところです。

さて、ファミリー・サポート・センター事業の実施につきましては、支援を提供する方が活動に必要とする知識を取得する講習会への参加が必要なほか、事故が発生した場合の対応、有償にする際の額など、先行する自治体の事例を収集し、検討する必要があります。他の市町では、社会福祉協議会に事業を委託し、実施している自治体もありますので、本町におきましても小豆島町社会福祉協議会で実施が可能かどうか、現在協議しているところがございます。できましたら早急に課題を解決し、実施に向けて取り組みたいと考えております。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） 今言われましたように、ファミサポ事業というのは少子化の中で子供たちを本当に地域で大切に育てる、地域全体で子育てを行うための地域住民同士による相互援助の活動だと思います。言われましたように、ぜひ調査研究を行って、ぜひ前向きに実施に向けて取り組んでいただきたいと思います。

また、午前中に町外へのアピールという話もありました。多様な子育て施策があることが、町外の方へのアピールにもなりますし、移住者にもアピールできると思いますので、よろしくをお願いします。

3番目です。最後ですが、町長の政治姿勢についてお尋ねをいたします。

今年日本国憲法が1947年5月3日に施行されて75年、憲法はアジア・太平洋戦争への痛苦的反省の上に立って、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し、制定されました。しかし、今、岸田文雄政権は憲法に自衛隊を書き込む9条改憲の動きを強めています。これは憲法が掲げた原点に真っ向から反する逆流です。首相が目指す自衛隊明記や人権を制限する緊急事態条項創設は、日本を戦争する国に引き戻す危険なたくらみです。また、首相が目指している敵基地攻撃能力の保有や大軍拡と一体となって、アジアの軍事的緊張を高め、戦争を招きかねない重大な動きです。万一戦争になったら、医療や輸送などに携わる国民も動員されることとなります。何よりも自衛隊員をはじめとする国民の命が脅かされます。町民の命、暮らしを守る立場で、9条改憲のこの動きには反対をすべきと考えますが、町長の見解をお尋ねいたします。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 鍋谷議員からのご質問についてお答えいたします。

これまでも申し上げてまいりましたが、本町には黒島伝治、壺井栄、壺井繁治と、悲惨な戦争の時代、その後の平和国家への歩みの時代に平和を望む声を発信してきた作家を同時期に輩出をいたしました。まさに平和の島であると考えております。また、オリーブという平和のイメージに重なる地場産品もあり、小豆島町ならではの平和への取り組みが必要であると考えております。様々な機会を捉えて、平和の島小豆島を世界に向けて発信していきたいと考えているところでございます。

したがって、恒久平和を願う本町におきましても、議員と同様の考えであり、命と暮らしを守る立場である私も戦争には反対でございます。ただ、憲法改正の議論はやはり国政の場で議論されるべきものであると考えておりますので、発言は差し控えさせていただきますと思います。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） 本当に平和を守る戦争反対という立場であるならば、国政の場で議論されるからということで発言をしないっていうのはいかがなものかと思えます。国と地方行政っていうのは主従関係ではなく対等、協力関係ということになっております。町長は、町民の生命、財産を守るのが仕事ですので、9条改憲にはきっぱり反対ということ言っていたらいいと思います。

ちょっと紹介をいたしますが、2019年11月17日に現職13人を含む131人が賛同呼びかけ人となって、自治体の首長とその経験者による全国市長9条の会が結成されております。全国の市長が所属や立場、信条の違いを超えて、9条を守れるの一点で力を合わせて憲法9条の改正阻止を目指す会です。この会は、昨年12月12日には総会を開いて、オンライン参加も含めて、市長や市民ら計63人が参加して、地方自治制度を守るため、戦争につながる9条改憲を決して許さない決意を訴えるというアピールを採択しました。また、このアピールについては渡しますが、ぜひ町長もそういう立場で発言をしていただけたらと思います。

最後なんですけど、このたびのロシア、ウクライナ侵略と核兵器使用を示唆した一連の行動というのは本当に許せないし、町民もみんな怒っているし、不安に思っていると思います。町議会では、明日抗議の決議をする予定になっておりますが、町長としてもぜひ抗議文を送っていただけないかと思えます。県下では、高松市、東かがわ市、三豊市、琴平町長が抗議文を送っているということを聞いておりますが、それはいかがでしょうか。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 検討したいと思えます。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） 平和の島小豆島、小豆島町の町長として、9条を守る先頭に立っていただきたいと思います。よろしくお願いします。終わります。

○議長（谷 康男君） これで一般質問を終わります。

以上で本日の日程は終了しました。

次回は明日3月10日午後1時より会議を開きます。

本日はこれをもって散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午後1時56分